

第3期嵐山町地域福祉計画

第2期嵐山町地域福祉活動計画

あたたかい心でつなぐ 地域の輪
共生のまち らんざん

令和5年3月

嵐山町・嵐山町社会福祉協議会

ごあいさつ

本町では、「あたたかい心でつなぐ地域の輪 共生のまちらんざん」を基本理念とし、平成30年3月に「第2期嵐山町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。近年、少子高齢化が急速に進行する中で人口減少や核家族化、価値観や生活様式の多様化による社会環境の変化により地域の繋がりが希薄化し、社会的な孤立や生活困窮、複合的な課題を抱える世帯の増加など生活課題も複雑で多様化してきています。このような課題を抱える中、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように町民が互いに支え合い地域を共に創っていくことのできる「地域共生社会」が求められています。



本計画は、福祉分野における各個別計画を包括的な視点から総合化する上位計画に位置付けるとともに地域福祉の向上を一体的・総合的に推進する観点から嵐山町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と引続き一体的に策定するものです。本計画においても第2期計画の基本理念である「あたたかい心でつなぐ地域の輪 共生のまちらんざん」を継承し、町民の皆様、関係機関、町が連携し地域福祉を推進してまいります。

また、日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度の利用促進に関する施策を推進するため「嵐山町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進を図ってまいります。さらに「安全・安心な地域づくり」を推進するための「嵐山町再犯防止推進計画」も策定し、再犯防止施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、貴重なご意見や提言をいただきました嵐山町地域福祉計画策定委員の皆様、パブリックコメントにご意見をお寄せいただいた方々、関係機関の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しましてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

嵐山町長 佐久間 孝光

ごあいさつ

今日の社会福祉を取り巻く環境は大きく変わり、少子・高齢化の急速な進行に伴い社会構造も変化し人々との価値観や生活様式も多様化しています。また、新型コロナウイルスの流行の影響もありますが、地域住民の絆や人とのつながりが希薄化し地域社会から孤独・孤立していく人が増加し、大きな社会問題となっており、支援・予防ができる地域づくりが必要となっています。さらに、経済情勢や雇用環境の改善はされつつも厳しい状況にあり、経済困窮や低所得の問題、権利擁護の問題など、地域における生活課題は多岐にわたり深刻化してきています。今後、町民誰もが安心して住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能としていくために、限りある社会資源を効率的、効果的かつ継続的に提供できるような地域共生社会を構築していくことが課題となっています。



このような中で、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を使命とする社会福祉協議会には、地域の生活課題・福祉課題を把握し、その解決に向けた取り組みを図ることが求められています。

この度、「あたたかい心でつなぐ 地域の輪 共生のまち らんざん」を基本理念とする「第3期嵐山町地域福祉計画」の策定に併せて「第2期嵐山町地域福祉活動計画」を策定させていただきました。本計画は、町と緊密な連携を図り地域のあらゆる課題を受け止め、地域の皆様と一体となり関係行政機関はもとより、各種団体、ボランティア等と協働・連携し、解決につなぐことができるような質の高い福祉サービスの提供を目指しています。

今後、計画を推進していくためには、町民の皆様の地域福祉活動への主体的な参加や対応が不可欠となりますので、積極的な関わりをお願い申し上げます。結びに、本計画策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様をはじめ、本計画策定委員の皆様、関係機関・団体の皆様に感謝申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人嵐山町社会福祉協議会
会 長 荒 井 忠 正

目次

第1章 計画策定の枠組み	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画策定の背景.....	2
(1) 今後の社会保障制度改革の動向.....	2
(2) 福祉改革の動向.....	3
(3) 重層的支援体制整備事業について.....	5
3 計画策定の根拠法令.....	7
(1) 嵐山町地域福祉計画.....	7
(2) 嵐山町地域福祉活動計画.....	8
(3) 嵐山町成年後見制度利用促進基本計画.....	9
(4) 嵐山町再犯防止推進計画.....	9
4 計画の位置づけ.....	10
5 計画の期間.....	12
6 計画策定の体制.....	12
(1) 嵐山町地域福祉計画策定委員会の開催.....	12
(2) パブリックコメントの実施.....	12
第2章 現状と課題	13
1 人口・世帯.....	13
(1) 総人口・世帯数の推移.....	13
(2) 少子高齢化の状況.....	13
(3) 町内の地域別人口増減と高齢化の状況.....	15
(4) 就業状況.....	16
2 地域福祉のニーズ.....	17
(1) 要介護（要支援）高齢者等.....	17
(2) 障害者.....	19
(3) 子ども・子育て.....	22
(4) 生活保護受給世帯.....	23
(5) アンケート調査の概要.....	23
3 地域福祉に関する財政の状況.....	29
4 地域福祉の拠点施設.....	30

第3章 基本理念と基本的方向性	34
1 基本理念.....	34
2 基本的方向性.....	35
3 施策体系.....	36
第4章 施策の展開	37
1 ふれあい、支え合い、誰もが輝けるまちづくり.....	37
(1) 日常的な見守り・支え合い活動の推進.....	37
(2) 避難行動要支援者支援の推進.....	41
(3) 地域組織・団体との連携・ネットワークづくり.....	43
(4) 居場所・交流拠点づくり.....	45
2 誰もが我が事として参加し、生き生きと担えるまちづくり.....	48
(1) 福祉意識の啓発.....	48
(2) 福祉教育の推進.....	50
(3) 地域福祉活動の担い手づくり.....	51
(4) 地域福祉活動の活性化.....	54
3 誰もが安心して暮らせるまちづくり.....	56
(1) 包括的な相談・支援体制の整備.....	56
(2) 情報提供・情報伝達の充実.....	61
(3) 権利擁護・虐待防止.....	63
(4) 生活困窮者の自立支援.....	65
(5) サービスの質の向上と適切な利用促進.....	67
(6) 安全・安心のまちづくりの推進.....	69
第5章 嵐山町成年後見制度利用促進基本計画	72
1 成年後見制度とは.....	72
2 計画策定の趣旨.....	72
3 計画の期間.....	73
4 基本理念.....	73
5 目標と施策の方向性.....	73
6 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画.....	76

第6章 嵐山町再犯防止推進計画	77
1 計画策定の趣旨.....	77
2 計画の期間.....	77
3 再犯の現状.....	77
4 再犯防止推進の視点.....	78
5 生活支援に関する取組.....	79
6 広報・啓発活動の推進.....	79
第7章 計画の推進	80
1 住民、地域、社会福祉協議会、行政の役割と連携・協働.....	80
2 計画の進行管理.....	81
資料編	83
1 嵐山町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	83
2 嵐山町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	85
3 策定経過.....	86

第1章 計画策定の枠組み

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行、人口の減少、地域社会の脆弱化等の社会構造変化の中で、たとえ様々な生活課題を抱えていても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

他方、家族や地域社会の変容などを背景に、従来の支援制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、重層的・包括的な支援体制を整備する必要があります。

嵐山町では、福祉分野を横断する計画として、第2期嵐山町地域福祉計画を平成30(2018)年3月に策定していますが、この計画が令和4(2022)年度で終了することから、現在の町の実情を踏まえ、新たな国のビジョンや具体的方向性等を反映しつつ見直しを行い、第3期嵐山町地域福祉計画を策定するものです。

なお、「地域共生社会」の実現に向けては住民の主体的な参加が不可欠であり、その促進にあたって社会福祉協議会の活動との緊密な連携が重要であることから、本町では地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に「第3期嵐山町地域福祉計画・第2期嵐山町地域福祉活動計画」(以下「本計画」といいます。)として策定しています。

また、本計画には、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある人を支える重要な手段として、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「成年後見制度利用促進基本計画」を含めました。

さらに、「安全・安心な地域づくり」をより一層推進していくことと、再犯防止施策の推進には就労、住居、保健医療、福祉等多岐にわたる整合性のある総合的な取組が必要であるという観点から、「地方再犯防止推進計画」を含むものとします。

2 計画策定の背景

(1) 今後の社会保障制度改革の動向

全世代対応型の持続的な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行う、全世代型社会保障構築会議が公表した中間報告（令和4年5月）の概要は以下のとおりです。

① 全世代型社会保障の構築に向けて

「成長と分配の好循環」を実現するためには、給付と負担のバランスを確保しつつ、全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」を構築する必要がある。そのためには、今後、生産年齢人口が急速に減少し、働き方やライフスタイルの多様化が進む中で、少子化を克服し、持続可能な経済及び社会保障制度を将来世代に伝えていくため、社会保障制度の担い手を確保するとともに、男女が希望どおり働ける社会をつくる「未来への投資」が重要となる。

② 男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援

「仕事と子育ての両立」を図るため、妊娠・出産・育児を通じて切れ目のない支援が包括的に提供される一元的な体制・制度を構築し、男女の働き方や子どもの年齢などに応じて、多様な両立支援策を誰もが利用できる環境を整備していくことが望ましい。

③ 勤労者皆保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し

働き方の多様化に対応し、働き方に対して「中立」な社会保障制度の構築を進める必要がある。また、女性就労の制約となっていると指摘されている社会保障や税制について、働き方に中立的なものにしていくことが重要である。

④ 家庭における介護の負担軽減

高齢化の進展により今後、要介護高齢者が大幅に増加するとともに、単身・夫婦のみの高齢者世帯が増え、家族の介護力の低下が予想される。そのことを前提に、圏域ごとの介護ニーズの将来予測を踏まえ、介護サービスの基盤整備を着実に実施していく必要がある。

⑤ 「地域共生社会」づくり

孤独・孤立や生活困窮の問題を抱える人々が、地域社会と繋がりながら、安心して生活を送ることができる、「地域共生社会」づくりに取り組む必要がある。また、地域課題の解決のために住民同士が助け合う「互助」の機能を強化していくことが望まれる。

⑥ 医療・介護・福祉サービス

今後の更なる高齢化の進展とサービス提供人材の不足等を踏まえ、「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築に向け、地域医療構想の推進、地域医療連携推進法人の活用、地域包括ケアシステムの整備などを着実に進めていくべきである。

(2) 福祉改革の動向

平成 27 (2015) 年に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしました。

平成 28 (2016) 年には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取組の方向性が示されました。



平成 29 年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備の具体的な方策を検討するため、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が令和元年 5 月に設置され、同年 12 月に最終とりまとめが公表されました。

そこでは、地域共生社会の理念として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方であること。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がることが示されました。

また、福祉政策の新たなアプローチとして以下の 3 点が示されています。

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の 2 つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要がある、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

以上のとおり、包括的な支援体制を構築する必要性が示されています。

(3) 重層的支援体制整備事業について

「地域共生社会推進検討会における最終とりまとめ」で示された方向性を受けて、社会福祉法の一部改正（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）が令和3年4月より施行されました。主な改正点は以下のとおりです。

① 地域福祉の推進に関する事項

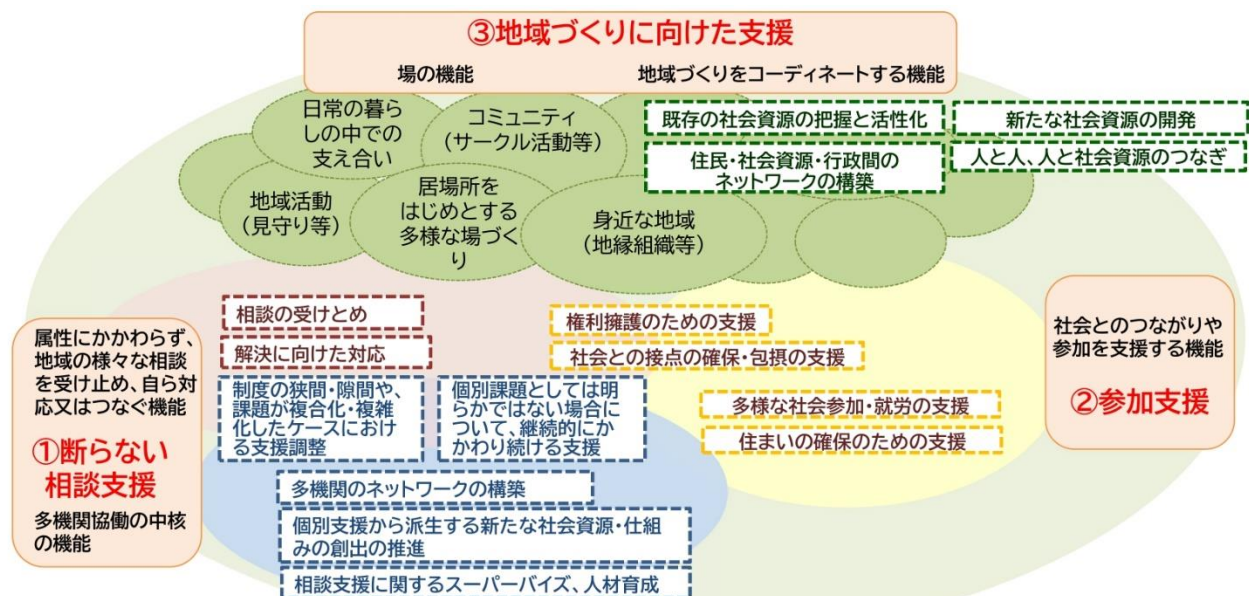
これまで、地域福祉の推進は地域住民が主体となっていたものとして行われてきましたが、今回の改正で「地域住民が主体である」ことが明示されました。

② 地域福祉計画に関する事項

地域福祉計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示されました。

③ 重層的支援体制整備事業に関する事項

本人・世帯が有する複合的な課題（8050 世帯や、ごみ屋敷など）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業（「I 相談支援」「II 参加支援」「III 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うもの）を実施することができるよう示されました。



厚生労働省資料

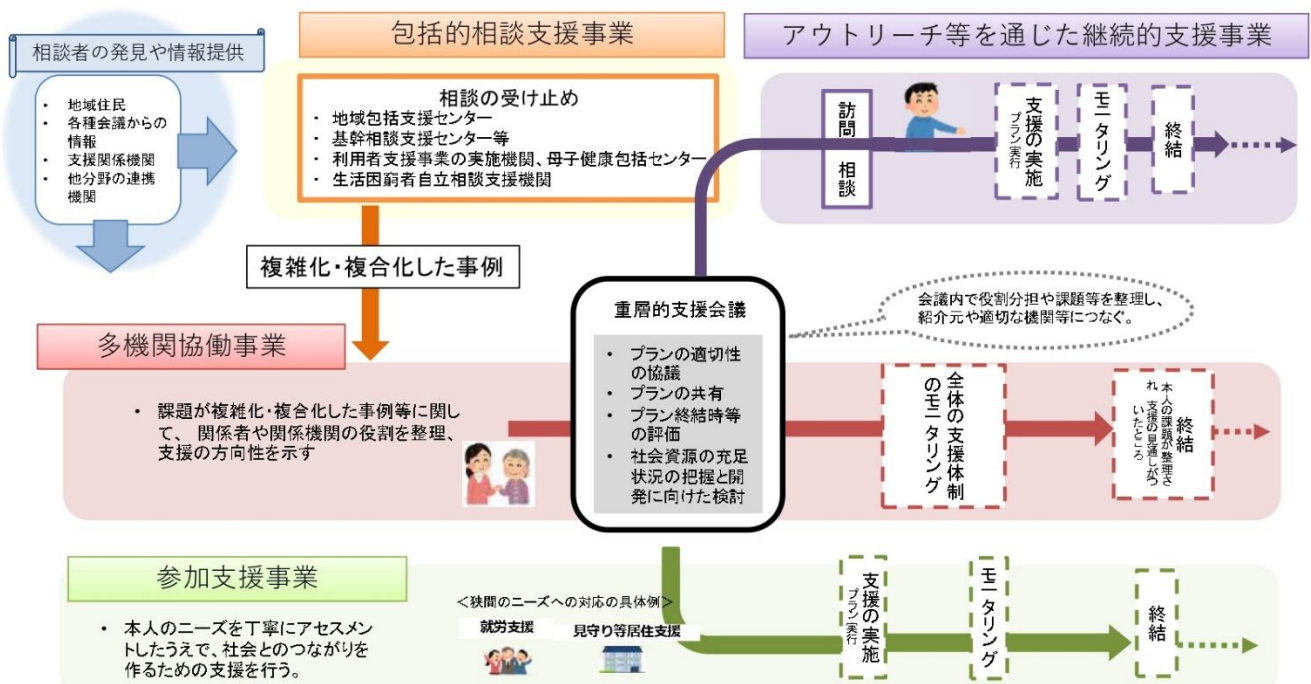
重層的支援体制整備事業は、ア) 包括的相談支援事業、イ) 参加支援事業、ウ) 地域づくり事業の3つの支援を一体的に行うもので、更にこれらを支えるものとして、エ) アウトリー

チ等を通じた継続的支援事業、オ) 他機関協働事業、カ) 支援プランの作成で構成されています。それぞれの概要は以下のとおりです。

重層的支援体制整備事業の概要

<p>ア) 包括的相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ 	<p>イ) 参加支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
<p>ウ) 地域づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る 	<p>エ) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
<p>オ) 多機関協働事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く 	<p>カ) 支援プランの作成</p> <p>※多機関協働事業と一体的に実施</p>

重層的支援体制整備事業の支援フロー



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

(1) 嵐山町地域福祉計画

平成 29 (2017) 年の社会福祉法の改正では、第 106 条の 3 第 1 項で、(1)「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 (第 1 号)、(2)「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 (第 2 号)、(3)多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築 (第 3 号) 等を通じて、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としています。

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

第 107 条では、第 106 条の 3 第 1 項で定める体制整備を促進する観点からも、市町村地域福祉計画の策定について任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けています。

また、令和 3 (2021) 年の改正により、第 107 条の五に、地域福祉計画に盛り込むべき事項 (必要的記載事項) として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示されました。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 嵐山町地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく社会福祉協議会が策定する計画です。すべての住民、地域で福祉活動を行う者、福祉事業を経営する者が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動を行うための計画として策定します。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（３）嵐山町成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項では、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを努力義務としています。

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（４）嵐山町再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律において、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が国だけでなく地方公共団体にもあること（第 4 条）が明記され、第 8 条第 1 項では都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を策定することを努力義務としています。

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

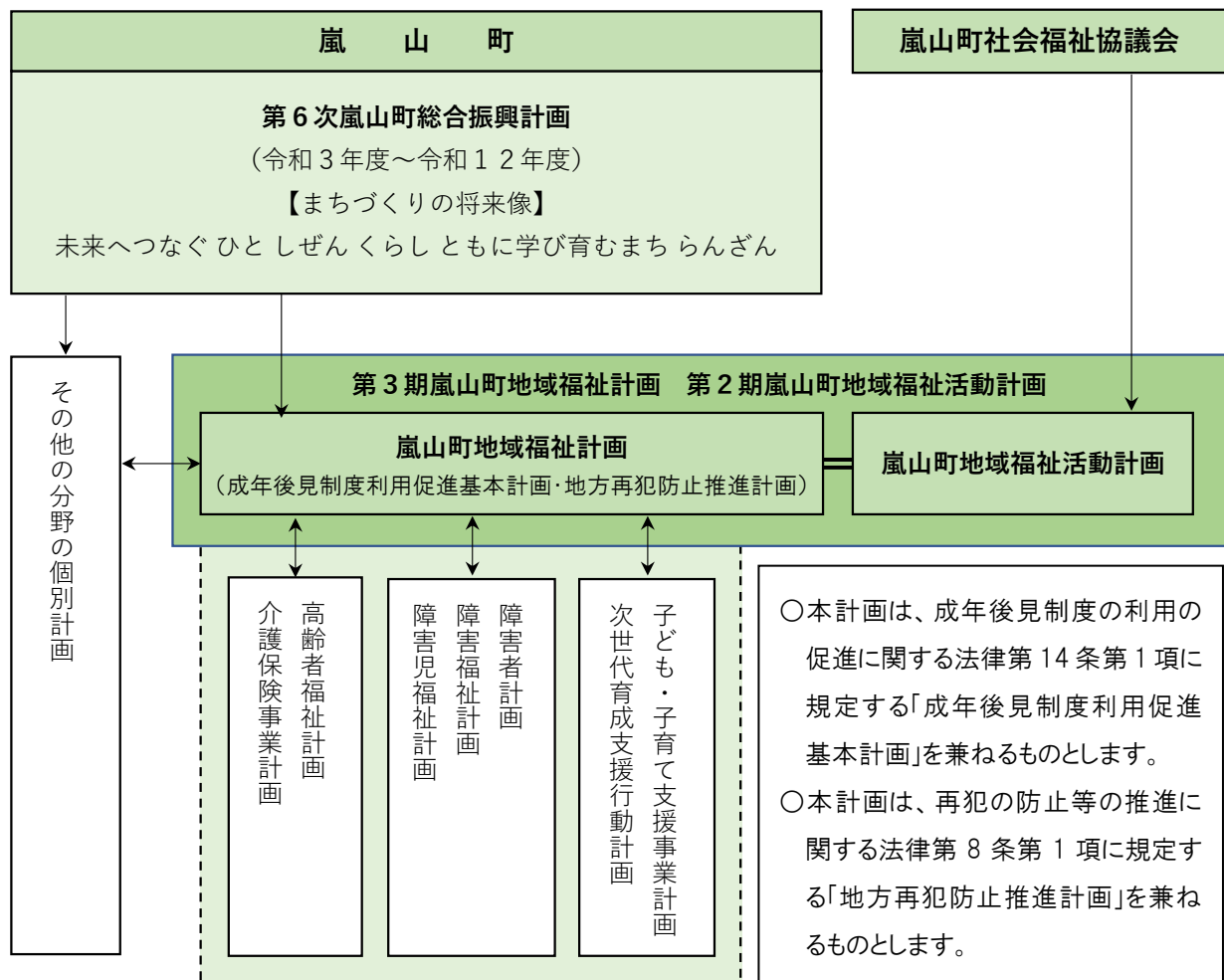
4 計画の位置づけ

本計画を構成する嵐山町地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画です。町の基本構想・総合振興計画に基づいた福祉分野の計画であり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画等の個別計画の理念や施策等を包括的な視点から総合化し、補完する計画として、福祉分野の各個別計画の上位計画に位置づけられます。また、成年後見制度利用促進計画、地方再犯防止推進計画を含み、他の分野の個別計画と連携して、第 6 次嵐山町総合振興計画における町の将来像である「未来へつなぐひとしぜんくらしともに学び育むまちらんざん」の達成に資する計画です。

一方、嵐山町地域福祉活動計画は、民間組織である嵐山町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画です。

本町では、地域福祉の向上を一体的・総合的に推進する観点から、地域福祉計画と地域福祉活動計画とを一体的に策定することとしており、「第 3 期嵐山町地域福祉計画・第 2 期嵐山町地域福祉活動計画」は官民連携計画となっています。

計画の位置づけ



○ 福祉分野の個別計画との関係

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を含む）」では、各計画ともに、サービス見込み量や目標値等を掲げる事業計画的な内容と、地域のしくみづくりや活動推進等のまちづくり計画的な内容を定めています。本計画は、各計画におけるまちづくり的な施策のうち主に共通的な施策や横断的に連携すべき施策に焦点をあてて総合化し、補完します。

福祉分野の個別計画と地域福祉計画

第8期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第3期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	第2期嵐山町子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画（第2期後期）を含む）
【基本理念】健康で互いに支えあう 活き活きとしたまちらんざん	【基本理念】互いに支えあう活き活きとしたまちづくり	【基本理念】子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町
<p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括ケアシステムの深化 2. 介護保険事業の推進 <p>【施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進 1-2 地域包括支援体制の充実 1-3 高齢者の生きがいづくり・生活支援の充実 2-1 サービス提供体制の確保と質の向上 2-2 事業の円滑な運営の維持 <p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス・施設 ・総合事業・包括的支援事業・任意事業 ・高齢者保健福祉事業 	<p>【重点的方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. GOL(生活の質)向上に向けた総合的支援の進化と地域包括ケアシステムの構築 2. 基本的人権に基づく相互尊重と権利擁護の推進 3. 地域共生社会の構築推進を活かしたQOL(生活の質)の向上 <p>【取組分野】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.生活支援 2.生活環境 3.教育・育成 4.雇用・就業 5.保健・医療 6.情報・コミュニケーション 7.共生社会の構築 <p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害(児)福祉サービス ・地域生活支援事業 	<p>【子ども・子育て支援事業計画の基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援の充実 <p>【次世代育成支援行動計画の基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域における子育ての支援 2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4. 子育てを支援する生活環境の整備 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進 6. 子ども等の安全の確保 7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 <p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設 ・地域子ども・子育て支援事業
<p style="text-align: center;">【まちづくり・社会計画的な取組】(個別計画を横断する取組)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム ・住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、支え合い） ・ボランティア・サポーター育成 ・啓発・教育・情報提供 ・相談支援（総合相談・相談ネットワーク） ・社会参加・交流・生きがい ・安全・安心（見守り・孤立防止・災害時避難支援、困窮者支援、権利擁護） ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン <p style="text-align: right;">等</p> </div>		

↓

地域福祉計画・地域福祉活動計画で総合化、補完

5 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

計画期間

H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
第5次		第6次嵐山町総合振興計画								
第2期嵐山町地域福祉計画・ 第1期嵐山町地域福祉活動計画				第3期嵐山町地域福祉計画・ 第2期嵐山町地域福祉活動計画				(第4期・ 第3期)		
第7期		第8期嵐山町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画			(第9期)		(第10期)			
第3期嵐山町障害者計画				(第4期)						
第5期計画		第6期嵐山町障害福祉計画			(第7期)		(第8期)			
第1期計画		第2期嵐山町障害児福祉計画			(第3期)		(第4期)			
(第1期・第2期前期)		第2期嵐山町子ども・子育て支援事業計画・ 嵐山町次世代育成支援行動計画(第2期後期)				(第3期・第3期前期)				

6 計画策定の体制

計画の策定において、以下の取組を行いました。

(1) 嵐山町地域福祉計画策定委員会の開催

本計画・本活動計画の策定にあたっては、一般公募を含め、福祉に関し識見を有する方等で構成される委員会を設置し、議論を重ねました。

(2) パブリックコメントの実施

広く町民の意見や要望等を収集するため、パブリックコメントを実施しました。

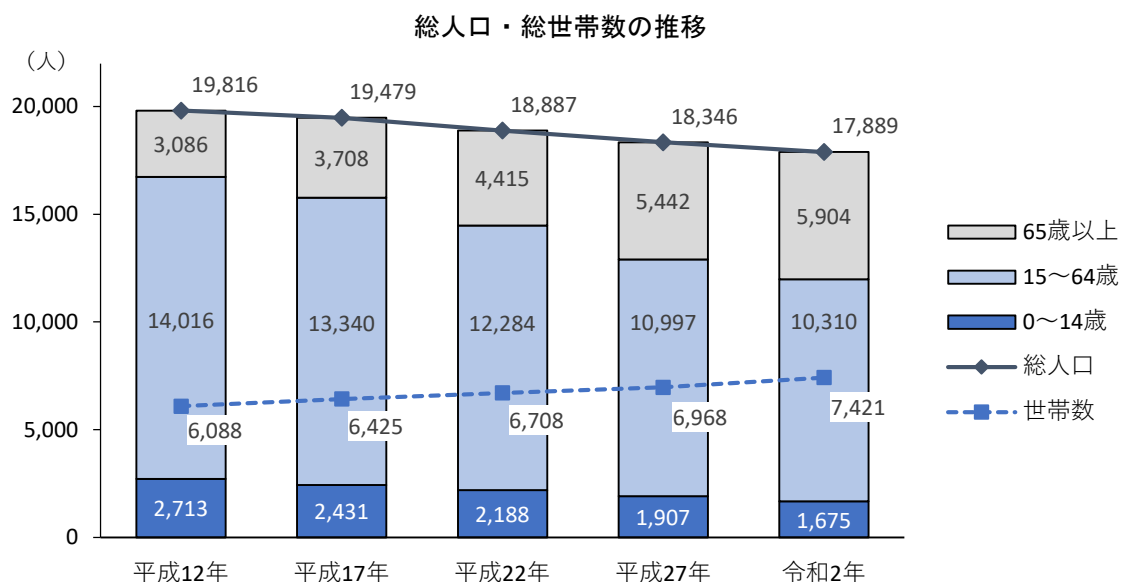
第2章 現状と課題

1 人口・世帯

(1) 総人口・世帯数の推移

令和2（2020）年の本町の総人口は17,889人で、平成12（2000）年の19,816人をピークに減少が続いています。

世帯総数は穏やかな増加傾向にあり、令和2年（2020）には7,421世帯となりました。総人口の減少と世帯総数の増加により一世帯あたりの人数は減少傾向にあり、令和2年（2020）には2.4人となっています。家庭力・家族力の低下が懸念されるところです。



資料：国勢調査

(2) 少子高齢化の状況

総人口・総世帯数の推移のグラフを見るとおり、0～14歳の人口は減少傾向にあり、令和2（2020）年には1,675人（総人口に占める割合は9.4%）となっています。

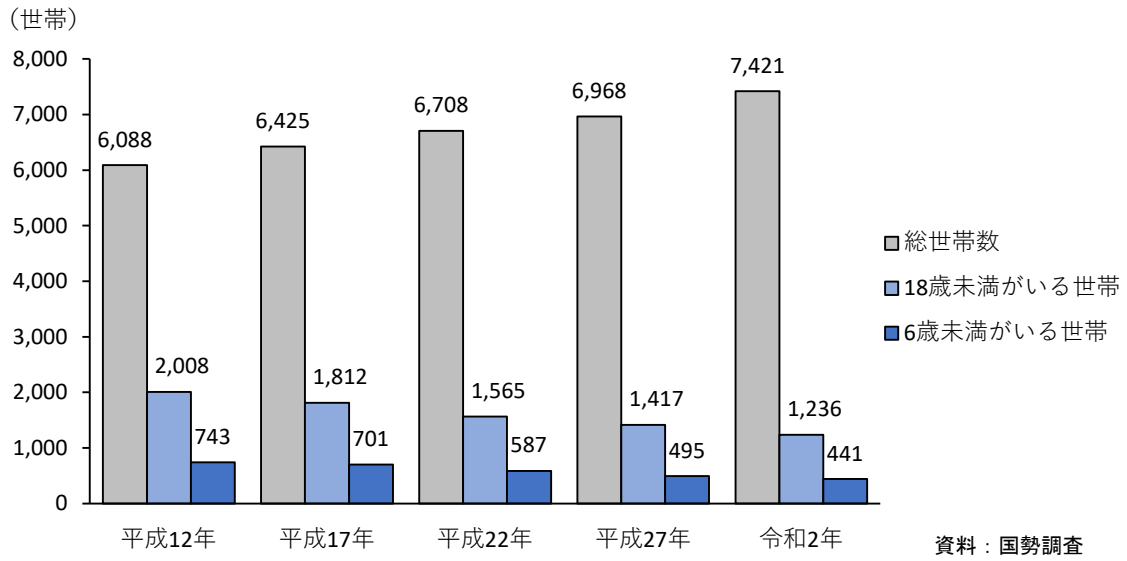
15～64歳人口も減少傾向が続いており、令和2（2020）年には10,310人（同57.6%）となっています。

他方、65歳以上人口は増加傾向にあり、令和2（2020）年には5,904人（同33.0%）となっています。

少子高齢化の進行とともに、地域福祉の担い手でもある生産年齢人口が減少しています。

総人口が減少しつつあるなか、世帯数は増加を続けています。しかし、世帯数全体の増加とは対照的に、18歳未満の子どもがいる世帯数は減少傾向にあり、令和2（2020）年には1,236世帯（同16.7%）となっています。

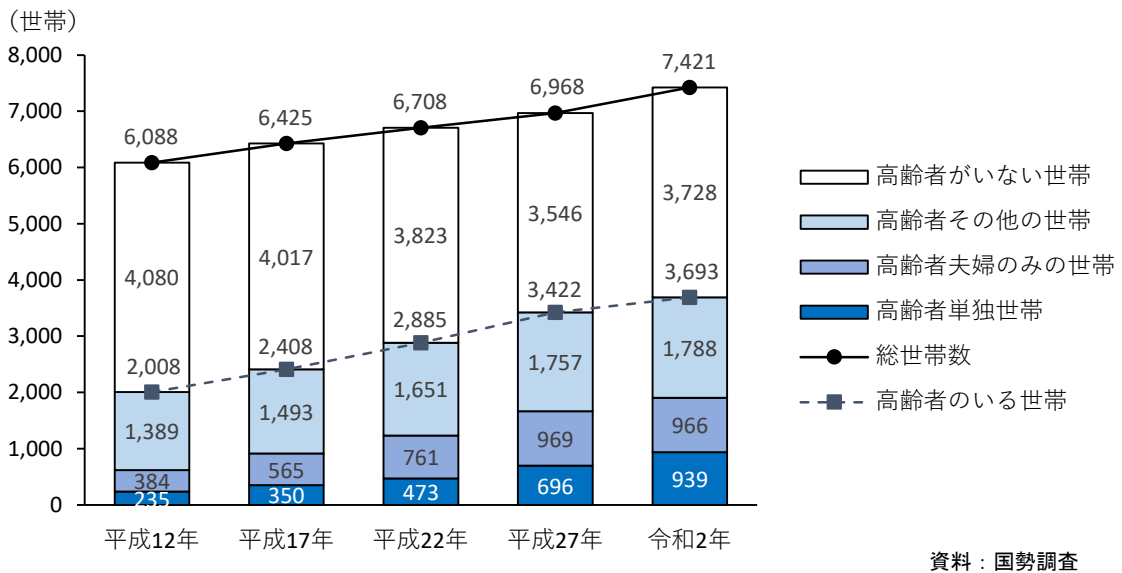
子どものいる世帯の推移



他方、65歳以上の高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、令和2（2020）年には3,693世帯となって、総世帯の49.8%を占めています。

このうち、高齢者単身世帯が939世帯（総世帯に占める割合は12.7%）、高齢者夫婦のみの世帯が966世帯（同13.0%）で、単身・夫婦のみを合わせた高齢者のみの世帯が総世帯の25.7%を占めています。

高齢者のいる世帯の推移



(3) 町内の地域別人口増減と高齢化の状況

地域別の人口増減では、一部に人口が増加している地域がありますが、全般的に減少している地域が多く、なかでも太郎丸や遠山の減少率が高くなっています。

高齢化率では越畑、太郎丸が特に高く、40%前後からそれ以上の地域が多くなっています。

地域における見守りや助け合いといった共助の輪を広げるとともに、多様で複雑化する課題に対応できる重層的な支援体制を整備する必要性が高まっています。

地域別の人口増減と高齢化の状況

	人口					増減率	高齢化率
	H12 (2000)年	H17 (2005)年	H22 (2010)年	H27 (2015)年	R2 (2020)年	H22→R2	R2
嵐山町全域	19,816	19,479	18,887	18,341	17,889	-5.3%	32.8%
菅谷	3,641	3,556	3,605	3,482	3,418	-5.2%	31.3%
川島	2,606	2,532	2,399	2,422	2,661	10.9%	29.2%
志賀	3,187	3,052	2,903	2,762	2,559	-11.8%	40.9%
平沢	1,211	1,158	1,100	1,016	925	-15.9%	39.1%
遠山	109	113	106	100	79	-25.5%	39.2%
千手堂	834	805	766	718	665	-13.2%	40.0%
鎌形	932	873	799	755	697	-12.8%	34.0%
大蔵	567	547	542	476	434	-19.9%	33.6%
根岸	84	75	56	51	54	-3.6%	42.6%
将軍沢	179	166	156	150	134	-14.1%	40.3%
古里	1,071	1,120	1,116	1,029	958	-14.2%	33.6%
吉田	684	651	580	533	484	-16.6%	39.3%
越畑	547	508	512	479	460	-10.2%	49.8%
勝田	203	194	204	181	173	-15.2%	34.7%
広野	889	808	725	675	616	-15.0%	40.7%
杉山	376	361	351	341	313	-10.8%	33.9%
太郎丸	287	263	208	183	120	-42.3%	44.2%
むさし台	1,750	1,838	1,838	1,800	1,856	1.0%	24.9%
平沢土地区画 整理区域内	659	859	921	1,188	1,283	39.3%	14.4%

※特別養護老人ホームが2施設あります。(越畑地区(88床)、古里地区(80床))

資料：国勢調査

(4) 就業状況

人口減少、高齢化を背景に、労働力人口は減少しています。年齢別では、15～64歳の労働力人口は男女とも減少傾向ですが、男性より女性の方が穏やかな減少となっています。他方、65歳以上の労働力人口は、男女とも増加しています。

令和2(2020)年の労働力人口に占める「主に仕事」の就業者の割合は、男性では15～64歳が91.0%、65歳以上が78.1%で、65歳以上でも就労意欲がある場合には比較的高い割合で仕事に就いています。女性では15～64歳が70.1%で従前に比較して上昇していますが、65歳以上では43.5%にとどまっています。

高齢者も「主に仕事」として就労する傾向が強まっており、地域活動の担い手確保において就業者への働きかけの重要性が高まっているとともに、就労意欲のある高齢者に地域福祉の向上に貢献してもらう方策についても検討する必要があります。

就業状況の変化

		H12 (2000)年	H17 (2005)年	H22 (2010)年	H27 (2015)年	R2 (2020)年	増減率 (H22→R2)
人口(人)	15歳以上全体	17,101	17,046	16,695	16,326	16,116	-3.5%
	男15～64歳	7,108	6,790	6,295	5,686	5,344	-15.1%
	65歳以上	1,316	1,634	1,972	2,470	2,690	36.4%
	女15～64歳	6,907	6,549	5,986	5,235	4,904	-18.1%
	65歳以上	1,770	2,073	2,442	2,935	3,178	30.1%
労働力人口(人)	15歳以上全体	10,573	10,269	9,912	9,254	9,196	-7.2%
	男15～64歳	5,827	5,502	5,113	4,513	4,135	-19.1%
	65歳以上	514	584	697	899	1,063	52.5%
	女15～64歳	3,974	3,878	3,698	3,381	3,379	-8.6%
	65歳以上	258	305	404	461	619	53.2%
就業者のうち 「主に仕事」(人)	15歳以上全体	8,350	7,905	7,553	7,172	7,232	-4.2%
	男15～64歳	5,352	4,999	4,574	4,127	3,764	-17.7%
	65歳以上	431	457	525	723	830	58.1%
	女15～64歳	2,472	2,324	2,304	2,121	2,369	2.8%
	65歳以上	95	125	150	201	269	79.3%
労働力人口に占める 「主に仕事」の就業者 の割合	15歳以上全体	79.0%	77.0%	76.2%	77.5%	78.6%	2.4ポイント
	男15～64歳	91.8%	90.9%	89.5%	91.4%	91.0%	1.6ポイント
	65歳以上	83.9%	78.3%	75.3%	80.4%	78.1%	2.8ポイント
	女15～64歳	62.2%	59.9%	62.3%	62.7%	70.1%	7.8ポイント
	65歳以上	36.8%	41.0%	37.1%	43.6%	43.5%	6.3ポイント

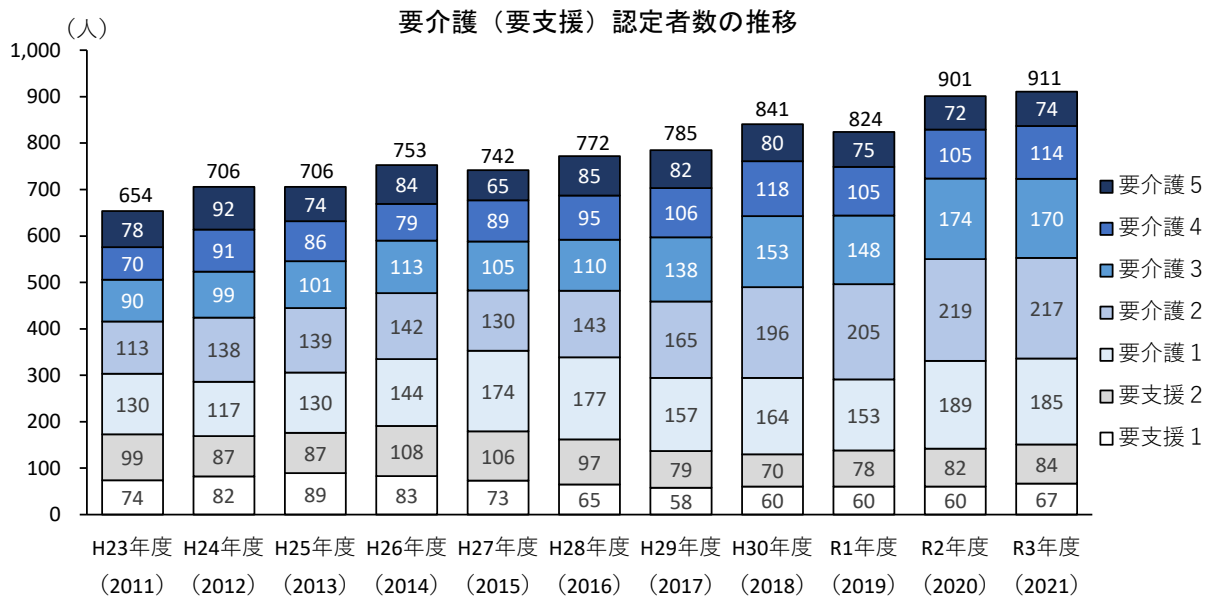
資料：国勢調査

2 地域福祉のニーズ

(1) 要介護（要支援）高齢者等

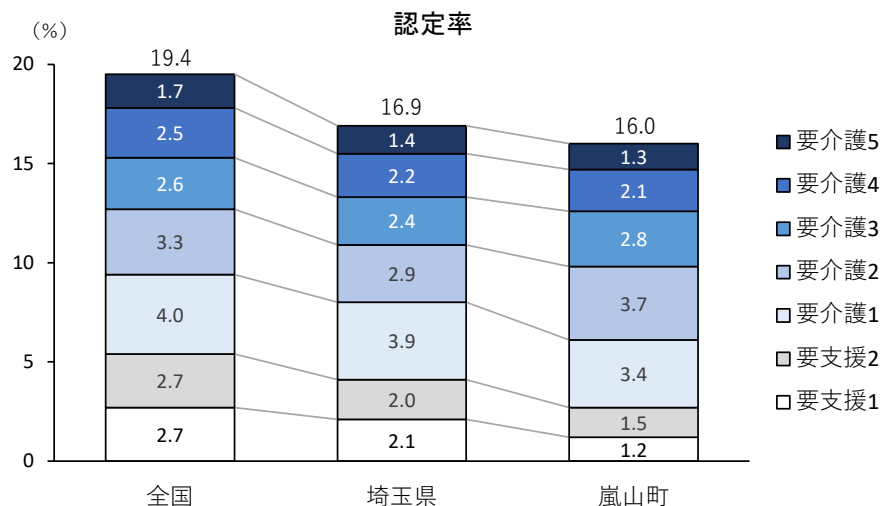
① 要介護（要支援）認定者数

要介護（要支援）認定者数（2号被保険者を含む）は増加する傾向にあり、令和3（2021）年度末時点で911人となっています。平成27（2015）頃までは要介護1の増加が目立ちましたが、それ以降は要介護2の増加が目立つようになり、近年では要介護3も増加するなど、重度化の傾向が感じられます。



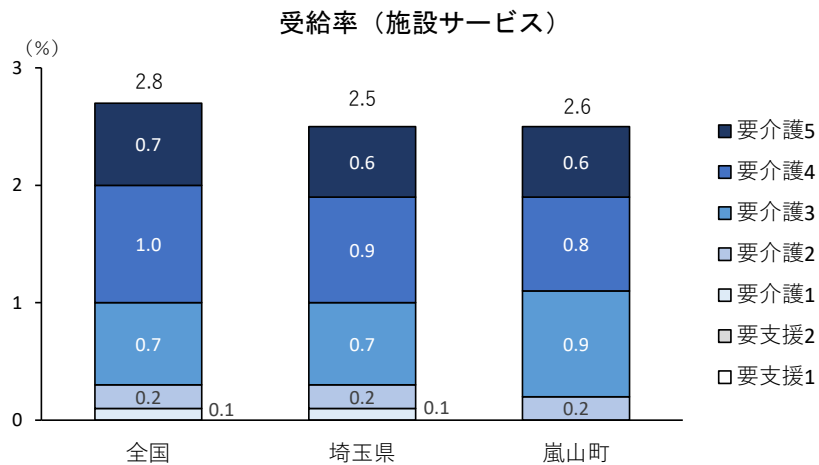
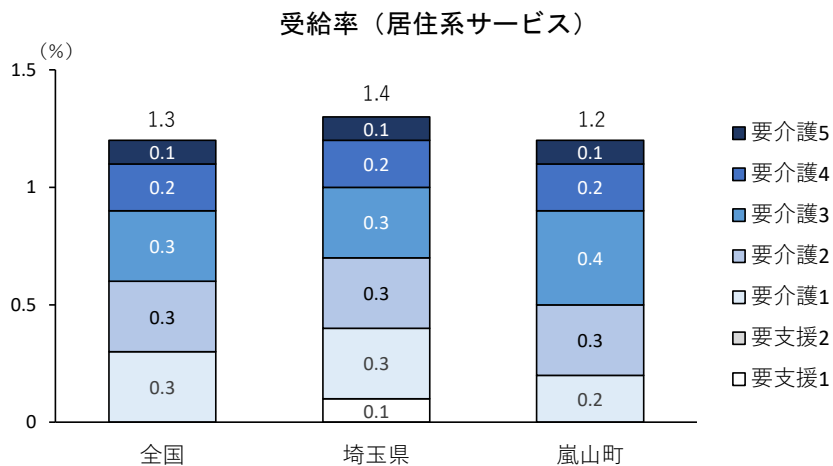
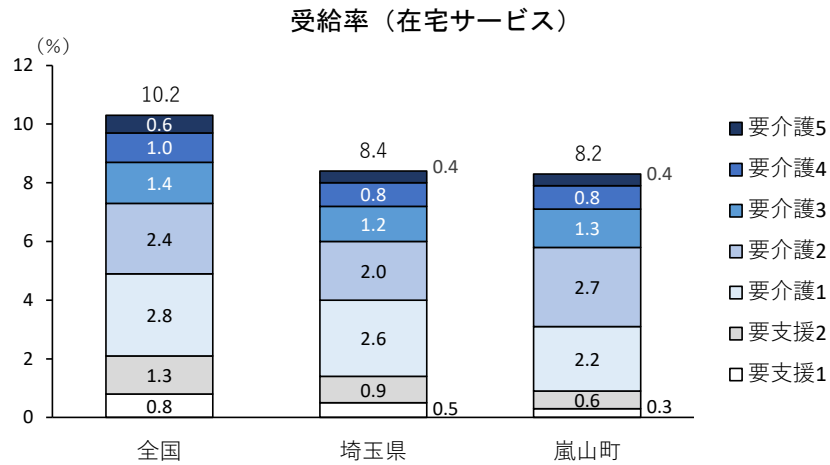
② 認定率

合計認定率は、全国の19.4%、埼玉県の16.9%に対して、嵐山町は16.0%となっています。要介護度別では、要介護2と要介護3の認定率が全国及び埼玉県を上回っています。



③ 受給率

嵐山町の在宅サービスの受給率は8.2%で、全国平均を2ポイント下回っています。居住系サービスの受給率は1.2%、施設系サービスの受給率は2.6%となっています。



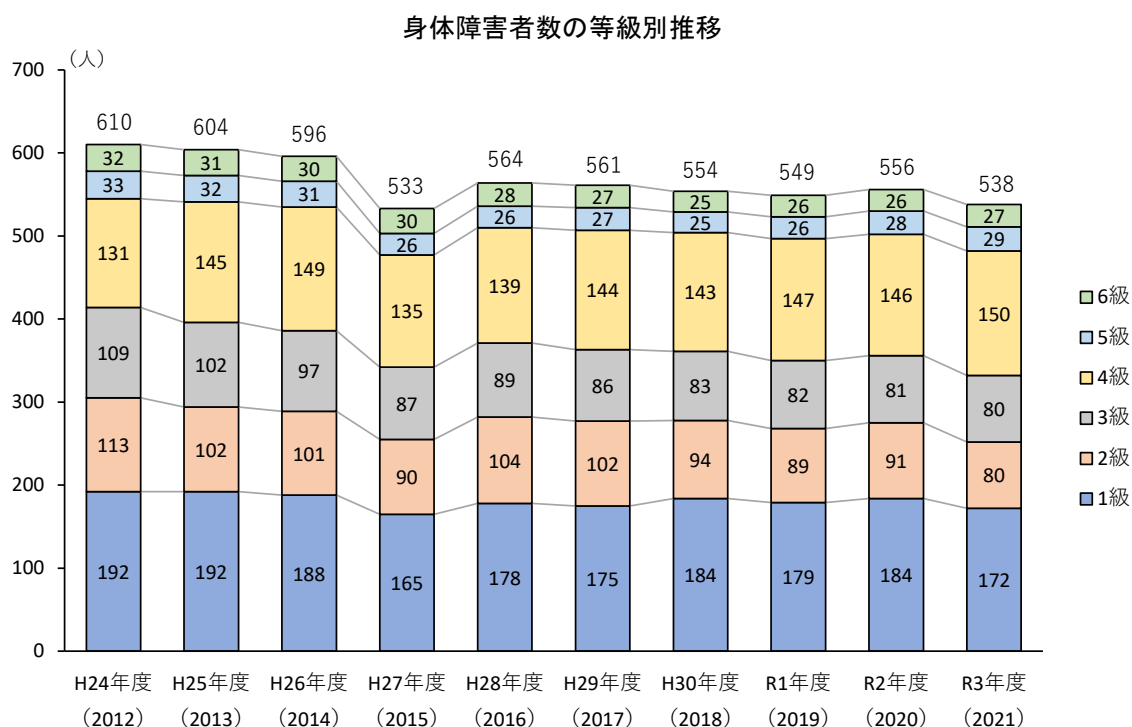
資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和4年時点）

(2) 障害者

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。令和3(2021)年度の等級別構成比は、重度(1級と2級)の割合が46.8%、中度(3級と4級)が42.8%、軽度(5級と6級)が10.4%となっており、平成24(2012)年度と比較すると重度が3ポイントほど低下し、その分中度が上昇しています。

部位別の推移では、全体として減少するなか、内部障害が増加しています。



資料：町調べ（各年度3月末現在）

部位別身体障害者数の推移

区分	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	増減率 H24→R3
視覚障害	39	37	35	32	32	35	33	35	33	27	69.2%
聴覚・平衡機能障害	44	47	44	39	42	41	40	36	42	41	93.2%
音声・言語・そしゃく機能障害	7	6	6	6	7	8	8	7	5	6	85.7%
肢体不自由	356	351	341	305	320	309	301	300	291	281	78.9%
内部障害	164	163	170	151	163	168	172	171	185	183	111.6%
計	610	604	596	533	564	561	554	549	556	538	88.2%

資料：町調べ（各年度3月末現在）

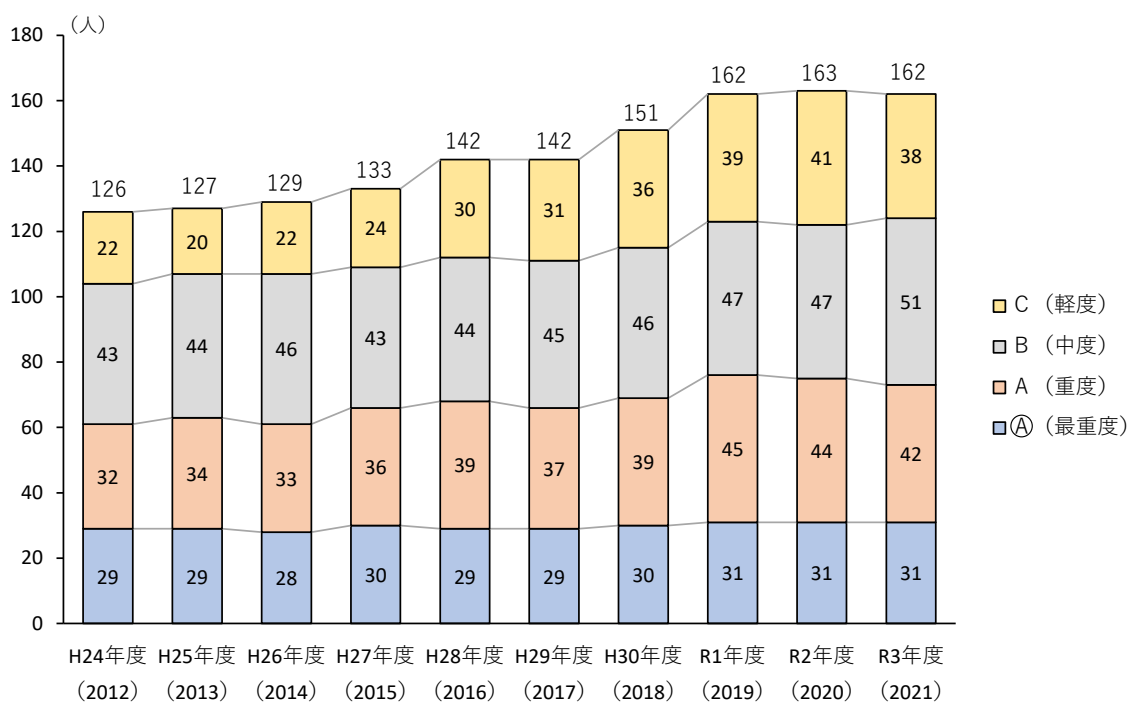
② 療育手帳所持者数

令和3(2021)年度の知的障害者(療育手帳所持者)数は162人で、障害等級別の構成は㉠(最重要度)が19.1%、A(重度)が25.9%、B(中度)が31.5%、C(軽度)が23.5%となっています。

知的障害者(療育手帳所持者)数は平成24(2012)年度と比較して28.6%増加しており、障害区分別では㉠(最重要度)6.9%、A(重度)31.3%、B(中度)18.6%に対して、C(軽度)は72.7%の増加となっています。

年齢別では18歳以上が全体の84.0%を占めており、平成24(2012)年度と比較して36.0%増加しています。

療育手帳所持者数の等級別推移



資料：町調べ(各区年度3月末現在)

年齢別療育手帳所持者数の推移

区分	H24年度(2012)	H25年度(2013)	H26年度(2014)	H27年度(2015)	H28年度(2016)	H29年度(2017)	H30年度(2018)	R1年度(2019)	R2年度(2020)	R3年度(2021)	増減率 H24→R3
18歳未満	26	22	19	17	21	22	22	25	24	26	100.0%
18歳以上	100	105	110	116	121	120	129	137	139	136	136.0%
計	126	127	129	133	142	142	151	162	163	162	128.6%

資料：町調べ(各区年度3月末現在)

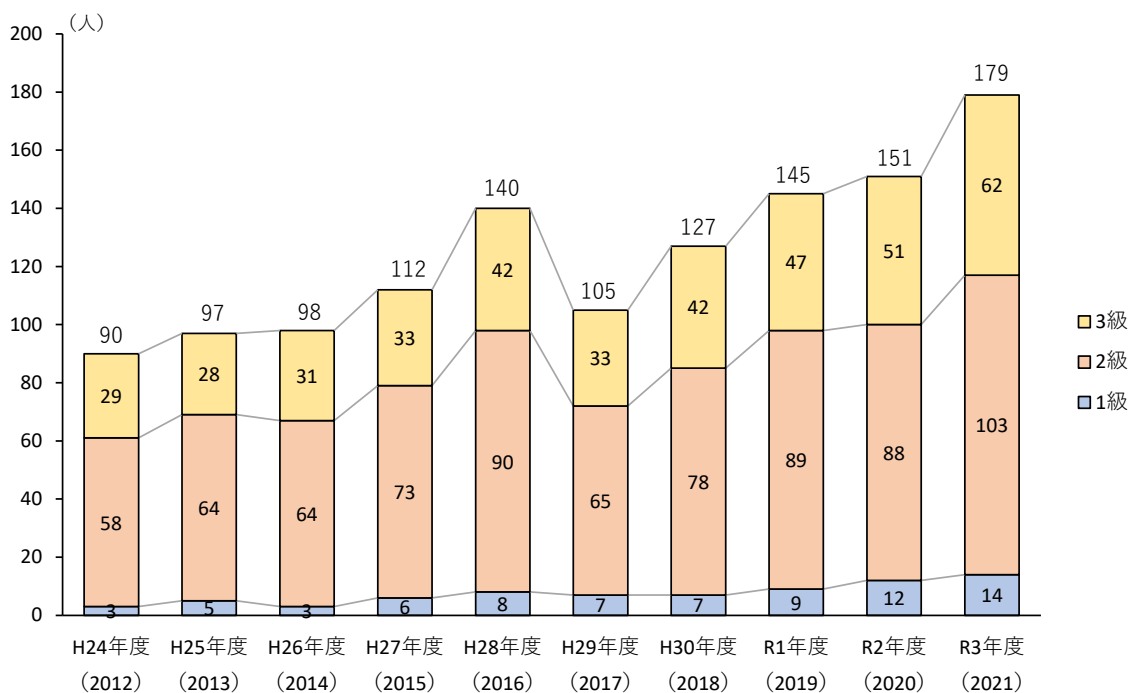
③ 精神障害者手帳所持者数

令和3（2021）年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は179人で、近年増加傾向にあります。等級別構成は、1級が7.8%、2級が57.6%、3級が34.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成24（2012）年度と比較して約2倍に増加しており、等級区分別では1級が4.7倍、2級が1.8倍、3級が2.1倍になっています。

年齢別では18歳以上が全体の97.8%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移



資料：町調べ（各区年度3月末現在）

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

区分	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	増減率 H24→R3
18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	—
18歳以上	90	97	98	112	140	105	127	145	151	175	194.4%
計	90	97	98	112	140	105	127	145	151	179	198.9%

資料：町調べ（各区年度3月末現在）

(3) 子ども・子育て

① 児童・生徒数

私立保育所入所児童数は減少傾向にあり、令和3(2021)年度は充足率が100%を割りました。公立幼稚園は充足率に余裕が見られる状況が続いています。

公立小学校児童数、公立中学校生徒数とも、令和3(2021)年度はそれまでの減少傾向に歯止めがかかりました。学童保育の入所児童数が増加しています。

入所・入園児数、児童・生徒数等

		H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)
私立保育所(4施設)	定員	247	247	247	247	247
	入所児童数	274	258	267	261	243
	充足率(%)	110.9	104.5	108.1	105.7	98.4
公立幼稚園(1施設)	定員	100	100	100	100	100
	入園児数	74	68	77	87	78
	充足率(%)	74.0	68.0	77.0	87.0	78.0
公立小学校(3校)	児童数	745	721	699	695	701
公立中学校(2校)	生徒数	420	414	412	376	376
一時預かり(1施設)	延べ利用者数	1,626	1,296	988	496	353
学童保育(4施設)	入所児童数	196	205	214	205	221

資料：教育委員会、福祉課

② ひとり親世帯

18歳未満の子どもがいる世帯の数は減少が続いていますが、ひとり親世帯の数は平成22(2010)年の91世帯から平成27(2015)年には108世帯、令和2(2020)年は124世帯へと増加しており、18歳未満の子どもがいる世帯の数に占めるひとり親世帯の割合は10.0%に達し、母子世帯がひとり親世帯の92.7%を占めています。

ひとり親世帯数の推移

	H12 (2000)年	H17 (2005)年	H22 (2010)年	H27 (2015)年	R2 (2020)年
18歳未満の子どもがいる世帯	2,008	1,812	1,565	1,417	1,236
母子世帯	82	96	81	94	115
父子世帯	15	12	10	14	9
ひとり親世帯計	97	108	91	108	124
18歳未満の子どもがいる世帯数に占めるひとり親世帯の割合	4.8%	6.0%	5.8%	7.6%	10.0%

資料：国勢調査

(4) 生活保護受給世帯

本町の生活保護率は、埼玉県全体よりは低いものの、郡計（県内町村部全体）や西部福祉事務所管内全体の水準よりも高くなっています。

保護率の状況

	令和2年(2020)		令和3年(2021)	
	4月	11月	4月	11月
嵐山町	1.25%	1.24%	1.26%	1.23%
西部福祉事務所管内	1.12%	1.10%	1.08%	1.10%
郡計(県内町村部全体)	1.09%	1.08%	1.08%	1.10%
埼玉県	1.32%	1.32%	1.32%	1.33%

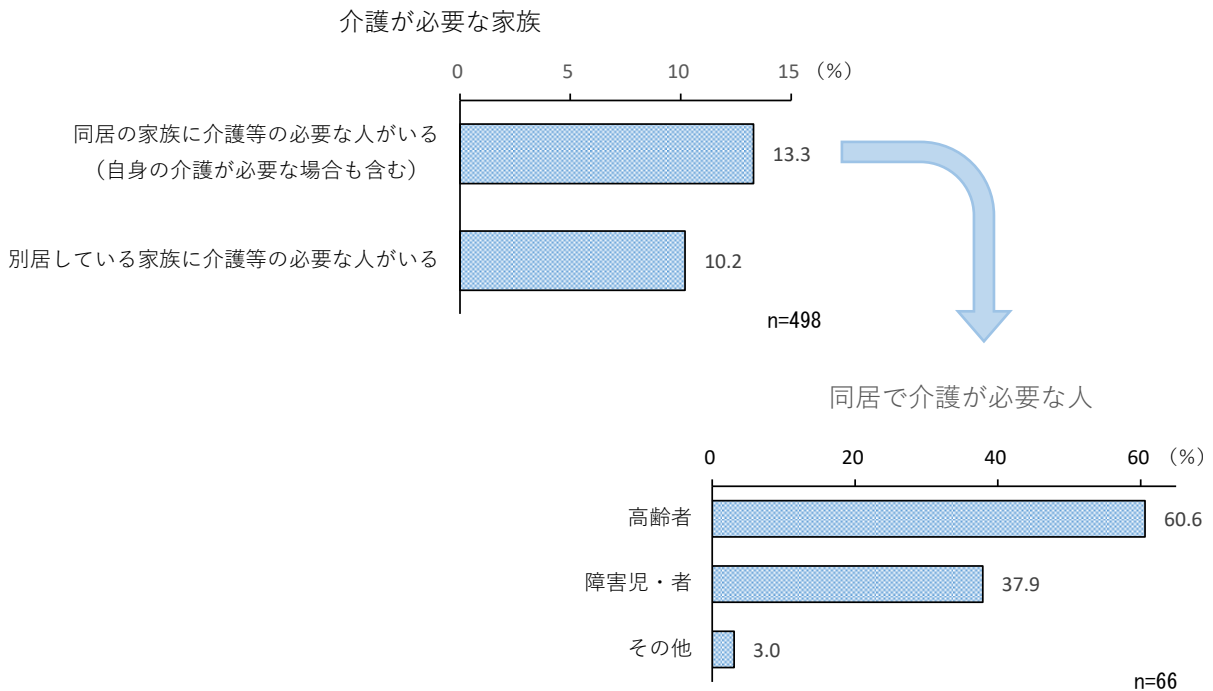
資料：埼玉県の生活保護（速報値）

(5) アンケート調査の概要

令和4（2022）年9月に実施した地域福祉計画策定に関するアンケート調査から抜粋します。

① 介護が必要な家族

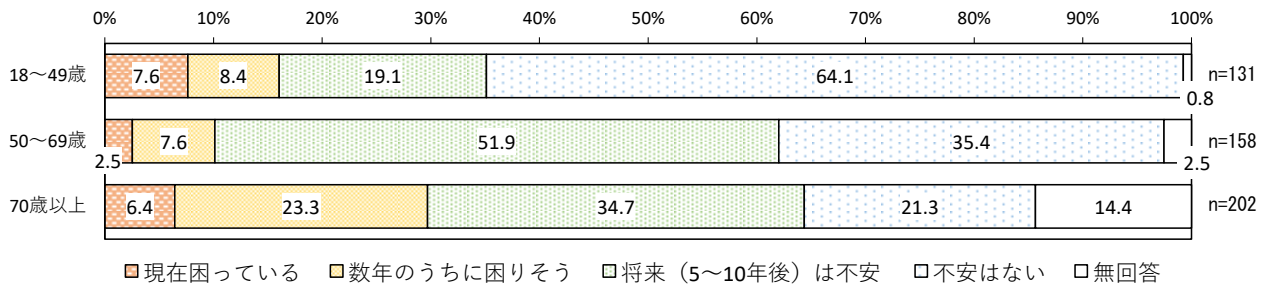
同居の家族に介護等の必要な人がいる（自身の介護が必要な場合も含む）は13.3%で、介護が必要な人は高齢者が約6割、障害児・者が約4割でした。



② 日常生活に関する困り事や不安

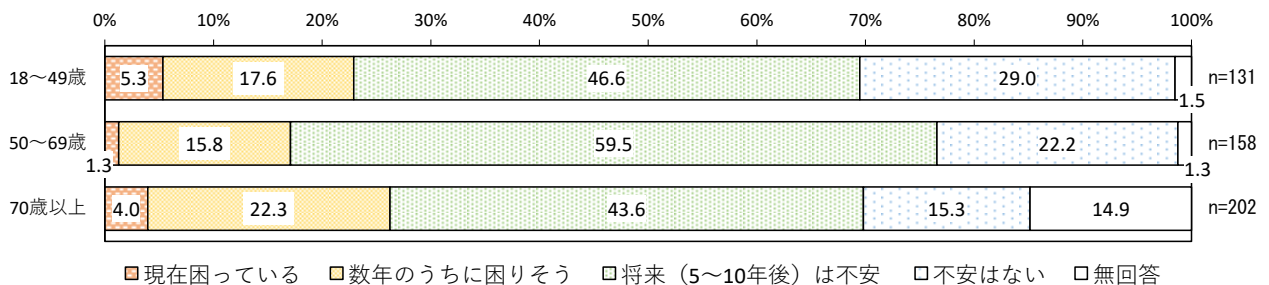
i) 日常の外出・交通機関の利用

70歳以上の6.4%が「現在困っている」、23.3%が「数年のうちに困りそう」と回答しています。50～60歳代でも、将来的な不安を感じている人が多くいます。



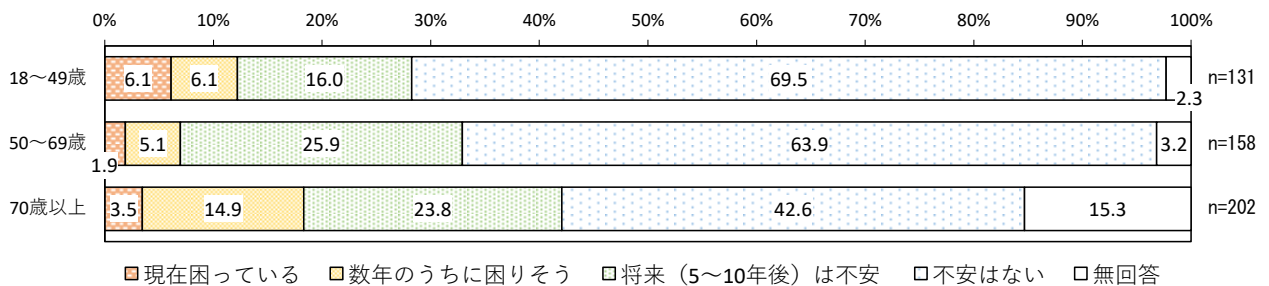
ii) 自分あるいは家族の介護

自分の介護だけでなく家族の介護を含めると、若い世代を含めて全般的に将来的な不安を感じている人が多くいます。



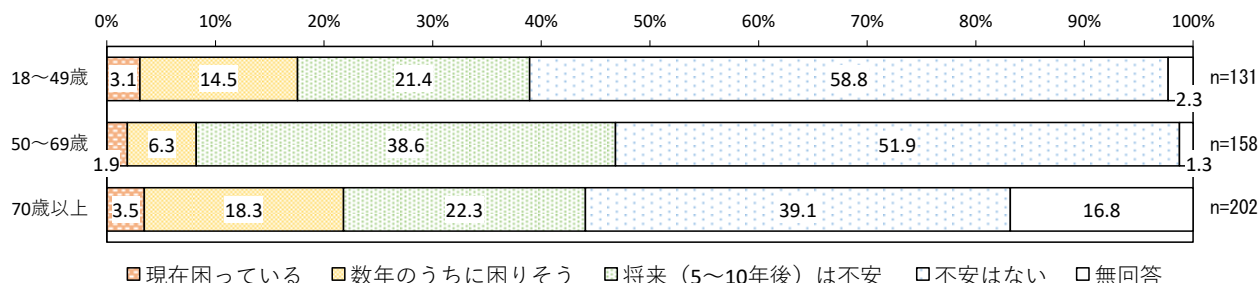
iii) 話し相手や相談相手がない

単身高齢者の増加による孤立化が懸念されていますが、18～39歳で「現在困っている」の割合がやや高く、高齢者だけでなく若年層にも目を向ける必要があります。



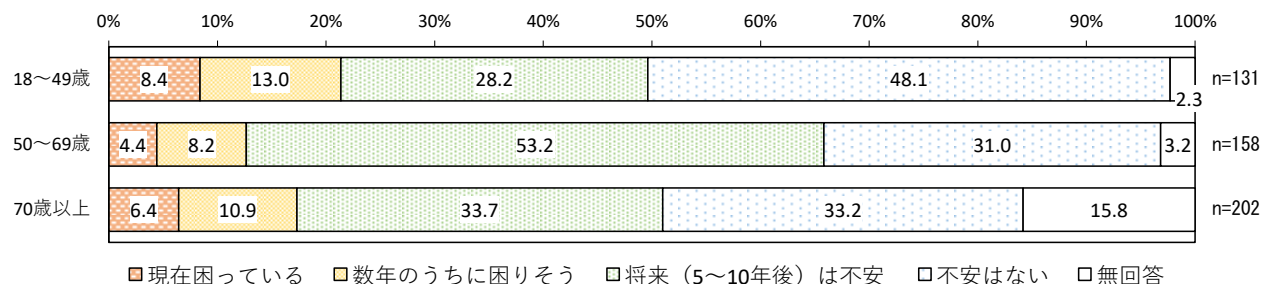
iv) 緊急時に支えてくれる人がいない

高齢者だけでなく、若い世代にも緊急時に支えてくれる人がいないという人がいます。将来的な不安を含めると、世代を超えた地域社会全体の問題と言えます。



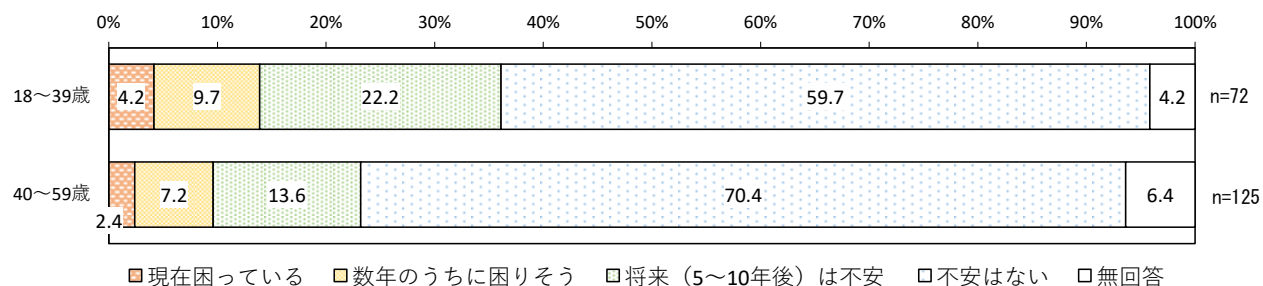
v) 経済的な状況

「現在困っている」は40歳未満と50歳代、80歳以上でやや多くなっています。将来的な不安は50～69歳で特に大きくなっています。



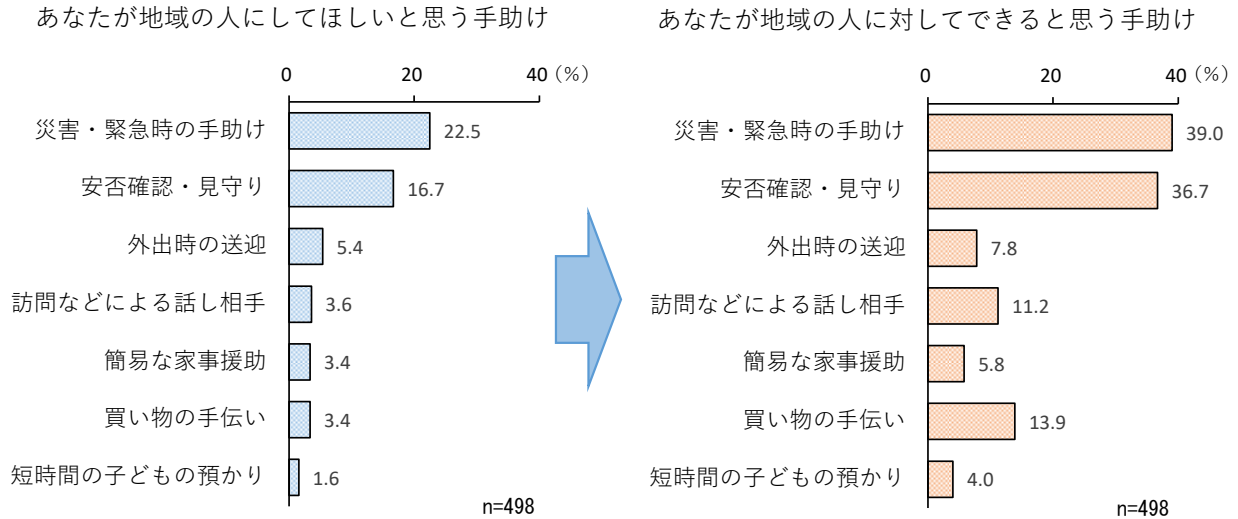
vi) 育児・子育て

子育て世代のなかでは、若い世代の方が育児や子育てで困っていたり不安を抱えている人の割合が高くなっています。



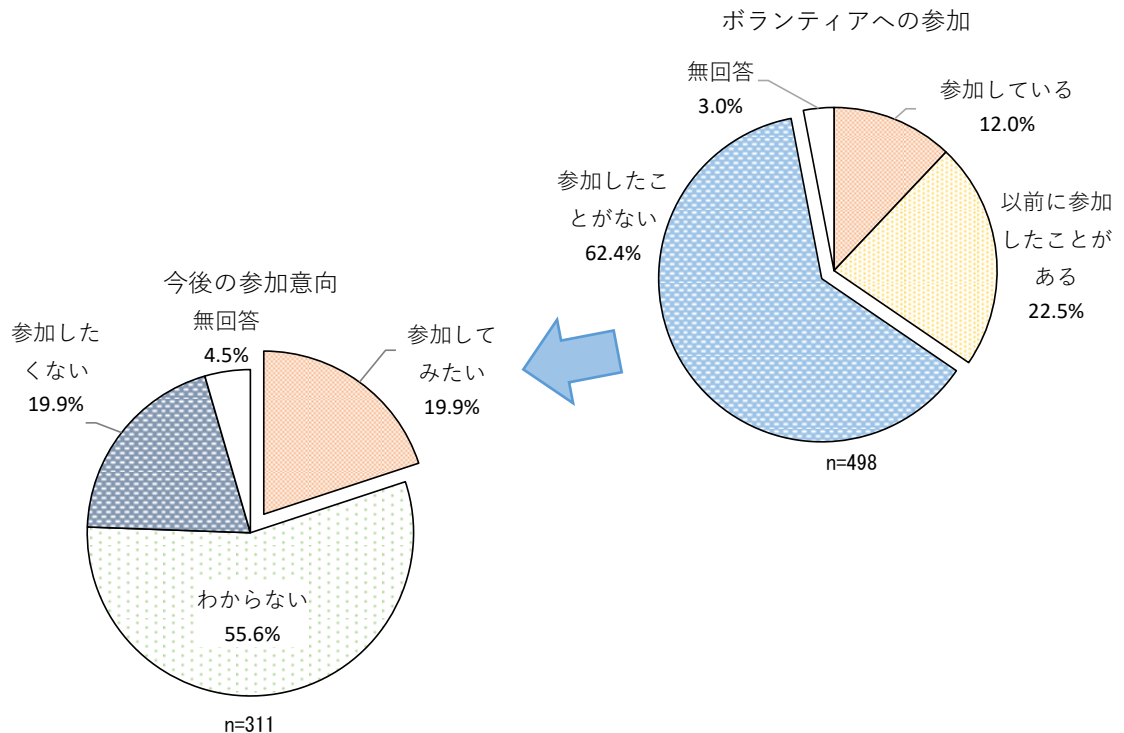
③ 地域の人にしてほしい手助けと地域の人に対してできる手助け

地域の人にしてほしい手助けとしては、「災害・緊急時の手助け」(22.5%)、「安否確認・見守り」(16.7%)の順で多くなっていますが、これらは地域の人に対してできる手助けとしても4割弱の人があげており、地域における支え合いにつながる事が期待されます。



④ ボランティアへの参加

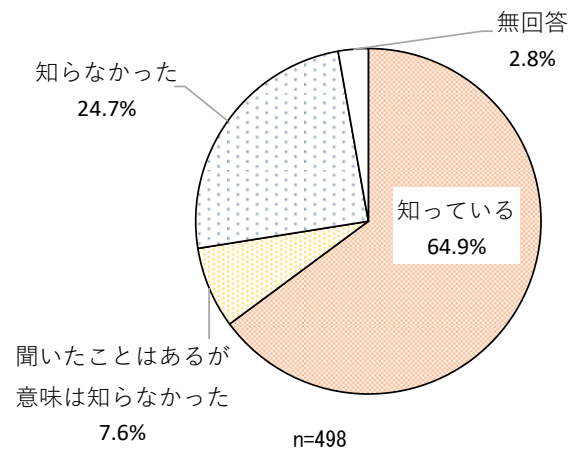
「参加している」が12.0%、「以前に参加したことがある」が22.5%に対して、「参加したことがない」は62.4%で、参加したことがない人のうち19.9%が「今後参加してみたい」と回答しています。



⑤ ヤングケアラーという言葉の意味を知っているか

ヤングケアラーという言葉の意味を「知っている」は64.9%、「聞いたことはあるが意味は知らなかった」は7.6%でした。

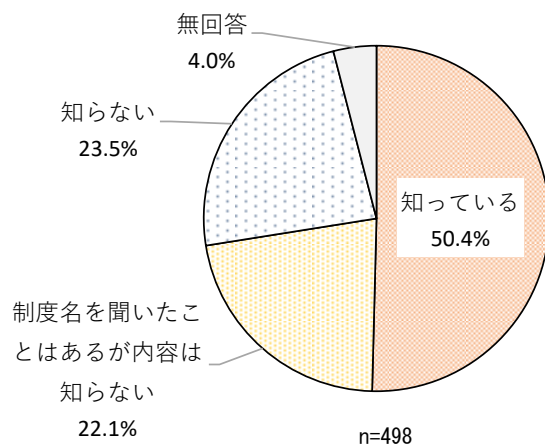
他方、「知らなかった」は24.7%となっています。



⑥ 成年後見制度を知っているか

「知っている」は50.4%、「制度名を聞いたことはあるが内容は知らない」が22.1%で、72.5%が成年後見制度を認知しています。他方、「知らない」が23.5%ありました。

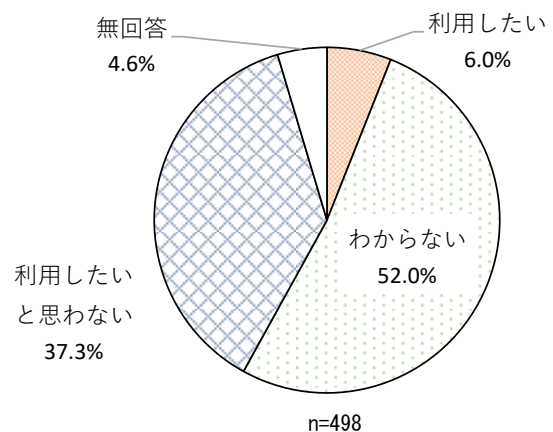
年齢層別では、18～29歳では「知らない」が過半数を占めていますが、30～79歳の各層では「知っている」が過半数を占めています。



⑦ 成年後見制度（任意後見を含む）を利用したいと思うか

「利用したい」は6.0%にとどまり、「利用したいとは思わない」が37.3%となっています。

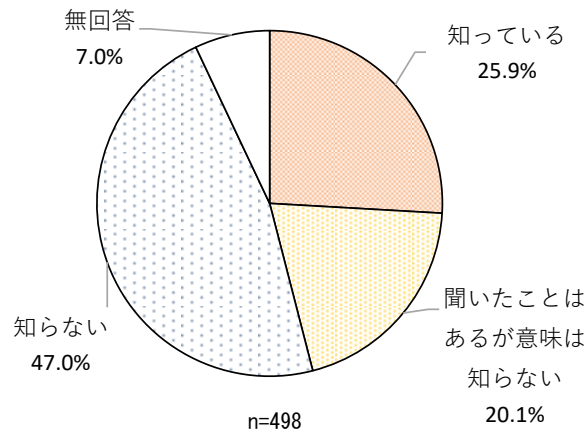
「わからない」が52.0%あり、過半数は制度の必要性を特に意識していないと思われます。



⑧ 社会を明るくする運動を知っているか

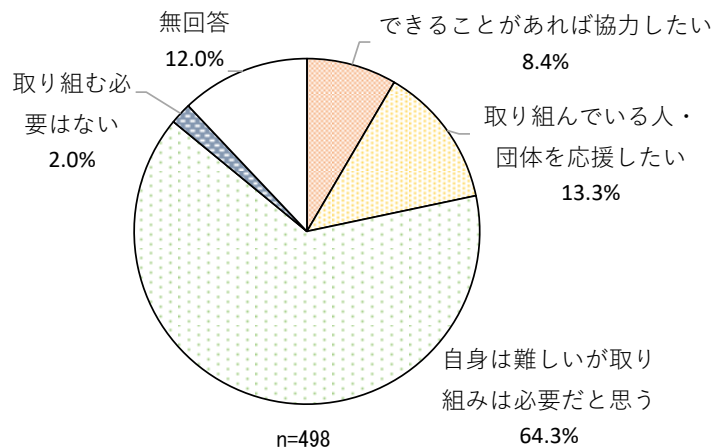
「知っている」は25.9%、「聞いたことはあるが意味は知らない」が20.1%で、46.0%が社会を明るくする運動を認知しています。他方、「知らない」が47.0%ありました。

年齢層別では、60～79歳の約3割が「知っている」と回答していますが、18～39歳の約7割が「知らない」と回答しており、若い世代での認知が進んでいません。



⑨ 再犯防止の取り組みに対する考え

「自身は難しいが取り組みは必要だと思う」が64.3%で最も多く、「できることがあれば協力したい」が8.4%、「取り組んでいる人・団体を応援したい」は13.3%でした。「取り組む必要はない」は2.0%にとどまり、社会的な必要性は認識されているものの、具体的な行動に移しにくいテーマとなっています。

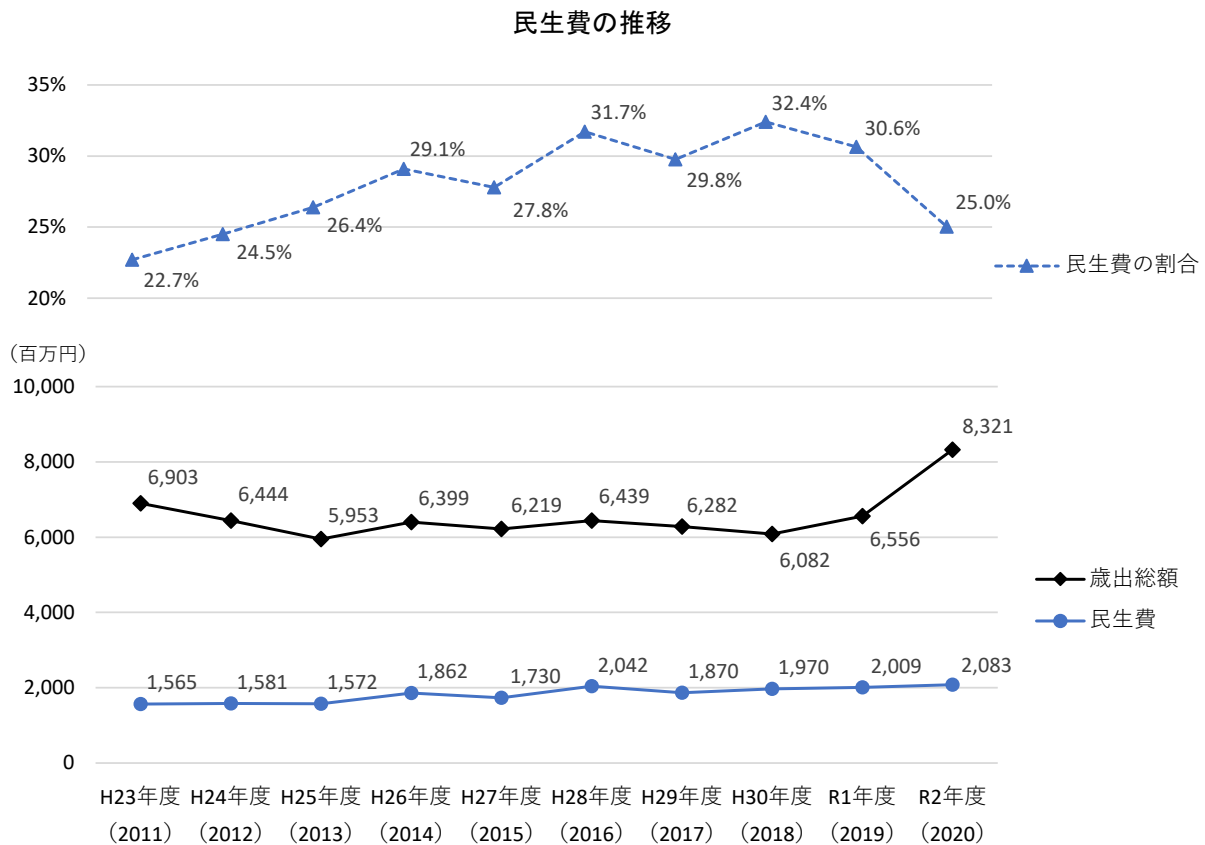


3 地域福祉に関する財政の状況

福祉などに支出される民生費は平成 29 (2017) 年度以降微増の傾向にあり、令和 2 (2020) 年度には 20 億 8 千 3 百万円となっています。

歳出総額 (一般会計) は令和 2 (2020) 年度に大きく増加していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響による国からの財源措置があったことによるもので、令和元 (2019) 年度までの推移を見ても、町民税等の自主財源の大幅な伸びは期待できない状況です。

少子高齢化の進行、多様化・複雑化する諸課題への対応等、今後も社会保障関係費の増加が見込まれるなか、支援を必要とする町民に適切なサービスを持続的に提供していくためには、効果的・効率的な財政運営を図るとともに、従来進めてきた町民・地域社会・事業所等との連携・協働による地域福祉活動をより一層推進していく必要があります。



資料：嵐山町決算一覧

本町には以下の施設があります。嵐山町公共施設等総合管理計画と連携し、各施設の保有機能を活かしながら、地域福祉活動における身近な拠点として有効に活用していきます。

本町内の公共施設・福祉施設

名 称	所在地	電話番号
嵐山町役場	杉山 1030-1	62-2150
子育て世代包括支援センター(嵐山町健康増進センター内)	杉山 1030-1	59-6911
知識の森嵐山町立図書館	むさし台 3-10-10	62-6989
嵐山町ふれあい交流センター	菅谷 445-1	62-2144
嵐山町北部交流センター	吉田 1951-1	
嵐山町南部交流センター	鎌形 2230-2	
嵐山町B&G海洋センター	鎌形 855	62-5121
生き生きふれあいプラザやすらぎ	吉田 1951-1	61-0456
子育てステーション嵐丸ひろば	菅谷 100-4	81-7941
子ども家庭支援センターb&gらんざん	菅谷 589-2	59-9233
花見台工業団地管理センター	花見台 1-19	62-3016
嵐山パトロールセンター	菅谷 433-7	63-2223

■学校・幼稚園	所在地	電話番号
嵐山町立菅谷小学校	菅谷 577	62-2044
嵐山町立七郷小学校	吉田 1913	62-2307
嵐山町立志賀小学校	志賀 540	62-5888
嵐山町立菅谷中学校	菅谷 649	62-2055
嵐山町立玉ノ岡中学校	杉山 610	62-2305
嵐山町立嵐山幼稚園	鎌形 2230-1	62-2108
大妻嵐山中学校・高等学校	菅谷 558	62-2281
県立東松山特別支援学校こどもの心のケアハウス 嵐山学園内教室	菅谷 264-1	53-6600

■国・県の施設	所在地	電話番号
国立女性教育会館(NWEC:ヌエック)	菅谷 728	62-6711
嵐山史跡の博物館	菅谷 757	62-5896
嵐山郷	古里 1848-1	62-6221

■その他の公的な施設	所在地	電話番号
嵐山町社会福祉協議会	菅谷 487-1	62-0722
嵐山町シルバー人材センター	千手堂 156-3	62-0726
嵐山町商工会	菅谷 445-1	62-2895

■保育所	所在地	電話番号
東昌保育園	菅谷 11-3	62-3411
東昌第二保育園	千手堂 383-1	62-7429
嵐山若草保育園	太郎丸 381	62-7111
嵐山しらこぼと保育園	古里 1848	62-0564
たいよう保育所	鎌形 1030-3	81-7400

■学童保育	所在地	電話番号
菅谷学童保育室ひまわりクラブ	菅谷 577	62-4508
菅谷学童保育室ひまわり第2クラブ	菅谷 599-2	62-1761
七郷学童保育室子どもの森	吉田 1913-1	62-6145
志賀学童保育室てんとう虫クラブ	志賀 540	62-6855

■介護施設	所在地	電話番号
嵐山町地域包括支援センター(役場長寿生きがい課内)	杉山 1030-1	62-0718
嵐山町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	菅谷 487-1	62-6652
嵐山町社会福祉協議会 ハートくん訪問介護事業所	菅谷 487-1	62-6652
デイサービスたんぽぽ	菅谷 378	62-0020
デイサービスプチモンド	菅谷 690-10	81-4345
プチモンド 都	菅谷 618-8	81-5446
居宅介護支援事業所 プチケア	菅谷 618-8	81-5446
ダイアナ介護センター	古里 696-1	62-5891
特別養護老人ホーム武蔵野ユートピアダイアナクラブ	古里 696-1	62-5891
デイサービスふるさと	古里 1169-1	61-1651
むさし野ケアサービス嵐山	古里 1169-1	61-1651
らんざん苑 指定居宅介護支援事業所	越畑 1371-1	63-1261
らんざん苑 グループホーム	越畑 1330	81-7673
らんざん苑 デイサービスセンター	越畑 1371-1	63-1261
らんざん苑 短期入所生活介護事業所	越畑 1371-1	63-1261
らんざん苑 訪問介護事業所	越畑 1371-1	63-1261
特別養護老人ホーム らんざん苑	越畑 1371-1	63-1261
デイサービス くつろぎ庵	志賀 480-1	62-9211
デイサービス しあわせの鐘	平澤 134-6	53-4807
訪問介護 ドリーム ケア	川島 1849-1	81-3166
なごみ空間工房	菅谷 141-2	63-1887
ふるさとホーム嵐山	菅谷 72-5	61-1001
家族の家ひまわり嵐山	川島 1973-3	61-1150
昭和の里嵐山	川島 1577-1	61-2020

■障害者・児施設	所在地	電話番号
嵐山町障害者虐待防止センター(役場福祉課内)	杉山 1030-1	62-0716
嵐山郷(施設入所支援ほか)	古里 1848	62-6221
相談支援センター らんざん(特定相談支援)	古里 1848-1	62-0471
嵐山四季の家(施設入所支援ほか)	鎌形 1340-3	63-0151
デイセンターウィズ(生活介護・就労継続支援B型)	鎌形 2804-1	63-0436
ななさと福祉会(就労継続支援B型)	古里 1603	62-7526
夢・フレンズ(就労継続支援B型)	志賀 543-4	62-6916
れんでれ(就労継続支援B型)	菅谷 125-1	81-7761
嵐山ハイム(グループホーム)	菅谷 381-8	62-0633
やまゆりハイム(グループホーム)	古里 2065-4	62-6128
あすなろホーム(グループホーム)	古里 761-1	62-3996
らんざん荘(グループホーム)	川島 1760-6	81-7557
あおぞら荘(グループホーム)	川島 1760-10	81-7557
青い鳥相談支援センター(特定相談支援)	川島 1760-10	81-6046
あすく(グループホーム)	平沢 249-2	59-9763
クリード東松山ユニット3、ユニット4(グループホーム)	菅谷 125-2	27-8561
わおん障がい者グループホーム埼玉らんざん 1号館、2号館	平沢 148-2	81-5322
わおん障がい者グループホーム埼玉らんざん 3号館、4号館、5号館、6号館	川島 1757-5	81-5322
アザレア(グループホーム)	菅谷 1081	53-4545
クレスト嵐山(グループホーム)	むさし台 2-12-2	81-3891
放課後等デイサービス ウィズ・ユー嵐山 (放課後等デイサービス、児童発達支援)	菅谷 581-12	81-5201
就労準備型放課後等デイサービスりん (放課後等デイサービス)	川島 1686-24	090- 8840-1862
ハートくん訪問介護事業所(居宅介護、重度訪問)	菅谷 487-1	62-6652
訪問介護 ドリームケア(居宅介護、重度訪問)	川島 1849-1	81-3166
サポートセンター やすらぎ (居宅介護、重度訪問、行動援護、同行援護)	菅谷 1072	59-9129

第3章 基本理念と基本的方向性

1 基本理念

町の最上位計画である第6次総合振興計画（令和3（2021）年度から12（2030）年度）では、まちの将来像を「未来へつなぐ ひと しぜん 暮らし とともに学び育むまち らんざん」とし、「ひと」との交わりの中で居場所を感じられる幸せ、身近な「しぜん」から感じられる幸せ、心豊かに安心した「暮らし」を送れる幸せが、暮らしの中で感じられるまちづくりを目指しています。

本町を取り巻く状況を見ると、人口減少や少子高齢化、経済格差の拡大等が進行しており、要介護高齢者や障害者等の支援を必要とする町民が増加しています。また、家庭の自助力の低下、地域コミュニティの脆弱化も懸念されており、財政的な制約がある中で、より細やかでかつ効率的・効果的な対応が求められています。

こうした状況のなか、町民の誰もが安心して暮らせるまちを実現していくためには、多様な生活課題を抱える町民に対して必要な支援を適切かつ持続的に提供する包括的な支援体制整備に取り組みつつ、本町の特性に合った地域共生社会を構築していくことが求められます。地域共生社会を構築する過程においては、住民の主体的参加と住民・事業者・行政の連携・協働を前提とした前計画の理念は今後も引き続き重視していく必要があることから、前計画の基本理念を継承し、「あたたかい心でつなぐ 地域の輪 共生のまち らんざん」を基本理念とします。

【基本理念】

あたたかい心でつなぐ 地域の輪
共生のまち らんざん

2 基本的方向性

基本理念に則り、本町としての地域共生社会を実現するために3つの基本的方向性を示します。

基本的方向性1 ▶ ふれあい、支え合い、誰もが輝けるまちづくり

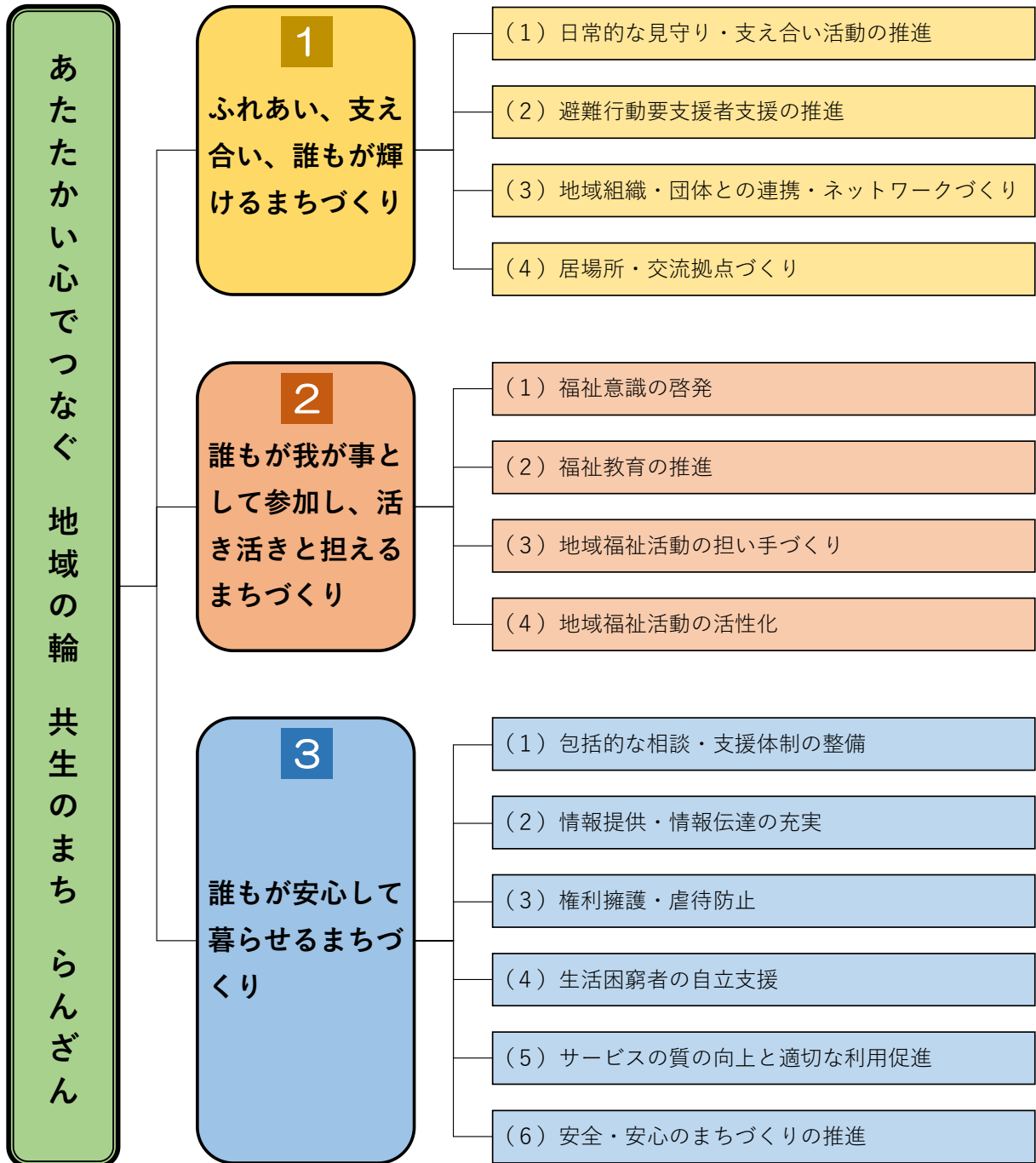
子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、町民の誰もがふれあい、支え合えるようにするとともに、ふれあい、支え合いを通じて誰もが輝けるまちづくりを推進します。

基本的方向性2 ▶ 誰もが我が事として参加し、生き活きと担えるまちづくり

町民の誰もが地域福祉を理解し、地域の課題を我が事としてとらえられるようにするとともに、身近な地域の福祉活動に参加し、生き活きと担える環境づくりを推進します。

基本的方向性3 ▶ 誰もが安心して暮らせるまちづくり

町民の誰もが相互尊重のもとに、地域で安心して自分らしく暮らせるように、必要な支援に早期につながり、適切かつ持続的に支援が得られるよう、多様な連携・協働による包括的な支援体制の整備に取り組み、地域共生による福祉のまちづくりを推進します。



第4章 施策の展開

1 ふれあい、支え合い、誰もが輝けるまちづくり

(1) 日常的な見守り・支え合い活動の促進

《現状と課題》

- 少子高齢化、核家族化、ひとり暮らしや高齢者世帯の増加、近所づきあいの希薄化等が進む中、生活支援のニーズが複雑化・多様化しています。
- ニーズに早期かつ適切に対応するためには、地域における担い手の確保や情報共有が重要です。人材の確保を図るとともに、個人情報保護策を講じつつ、関係機関との情報共有を図ることが求められます。

《施策の方向性》

- 住民の主体的活動を促進し、地域住民等による日常的な見守りや支え合いの仕組みの構築を推進します。
- 社会福祉協議会と商工会の連携による「嵐山おたすけサービス事業」については、利用会員の拡大、ニーズに合わせた内容の充実と担い手の確保を図ります。

《施策・事業》

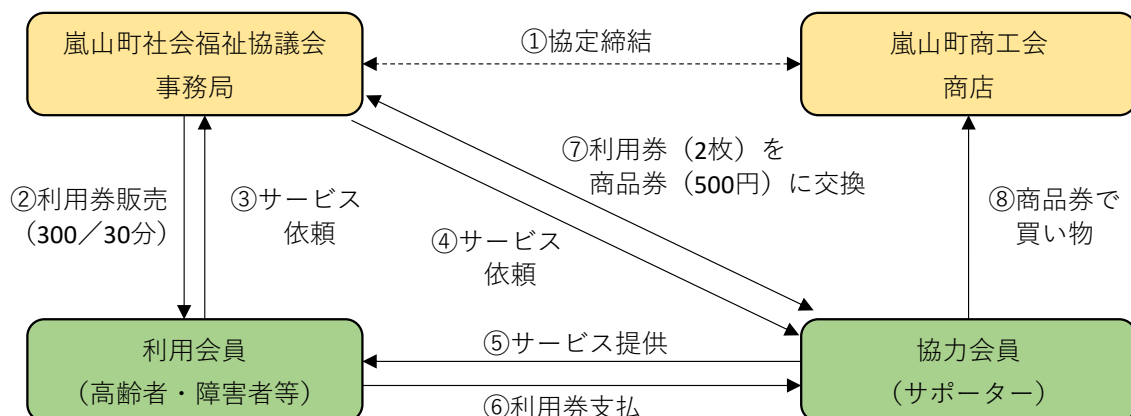
地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	介護予防・日常生活支援事業(総合事業)の充実	・要支援高齢者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを展開する。	長寿生きがい課
2	高齢者見守り事業	・ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の方に対し、日常生活における不安を軽減し、自立した生活を継続していくために、高齢者の見守り訪問を実施する。	長寿生きがい課
3	緊急通報システムの設置	・病弱等により常に注意を要するひとり暮らしの高齢者宅に、緊急時にボタンを押すだけで消防署へ通報できる機器を取り付けることにより、日々の不安を軽減し、緊急時の迅速な対応を図る。	長寿生きがい課

No.	主な施策・事業	内 容	担当課
4	認知症サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般町民、介護者及び保健・医療・福祉関係者を対象に、意識啓発活動を通じて認知症予防の必要性や対応についての理解を促し、認知症の早期発見・早期対応につなげる。 ・認知症サポーター、見守り活動ボランティア等の協力により、認知症家族支援、認知症高齢者の安全・安心の確保を図る。 	長寿生きがい課
5	高齢者見守り・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢者の孤立、体調の変化、孤独死等の予防及び早期発見、高齢者虐待防止に向け、関係機関相互の連携強化を図る。 	長寿生きがい課
6	支え愛運動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを目標に、普段から近隣であいさつや声をかけあい、高齢者等を見守ることで孤立化を防ぐとともに、異常の早期発見・早期対応につなげ、不安の軽減を図る。 	長寿生きがい課
7	支え合いマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害時に最も被害を被りやすい高齢者・障害者等避難行動要支援者を支援するため、地域や関係機関との連携を図る。 ・援護を要する人を誰が支援するのかを明らかにした「支え合いマップ」を作成し、そのデータを地域と行政とで共有して、災害時の支援体制を構築する。 ・「支え合いマップ」は、平時での見守りにも活用する。 	地域支援課 福祉課 長寿生きがい課
8	ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において、子育てを援助して欲しい人と子育てを援助したい人が会員となり、互いに支え合う。 	福祉課
9	育児支援ヘルパー派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・産褥期や幼児期等に、保護者が病気・疾病等で子どもを十分に育児・養育することが出来ない家庭に育児ヘルパーを派遣し、子どもの健やかな成長を支援する。 	福祉課

地域福祉活動計画(嵐山町社会福祉協議会)

No.	主な施策・事業	内 容
1	嵐山おたすけサービス事業（地域支え合いの仕組み推進事業）	<ul style="list-style-type: none"> 元気な高齢者からなる地域の協力会員が、援助の必要な高齢者・障害者等の利用会員に家事等の手助けを行い、元気な高齢者の介護予防や支援が必要な方の見守り、安心した暮らしを支える。また、謝礼を地域商品券で受け取り、地域の商店で買物をしてもらうことで、地元の商業振興も図る。嵐山町商工会と連携して実施する。 協力会員不足の解消に向けて、広報活動等を行い、担い手の確保を図るとともに、各地区における理解を高め、地区特性に応じた多様な活動促進を図る。
2	高齢福祉・在宅事業	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の高齢者を訪問し、ふれあいの機会を確保するとともに、生きがいを持って暮らせるよう、金婚の祝い、100歳の祝い、暑中見舞い、在宅高齢者慰問等を行う。また、在宅高齢者活性化推進事業（敬老会等）を実施した地区への費用補助を行う。
3	愛情弁当サービス・わくわく交流会食会	<ul style="list-style-type: none"> 見守りが必要と思われる町内在住の高齢者を対象（75歳以上）に、ひと声訪問安否確認と定期的なふれあいにより、在宅の生活を支えることを目的とした福祉サービス。 ※『愛情弁当サービス』：給食ボランティア5団体による手作り弁当を民生・児童委員が訪問して対象者に届ける。（月2回実施：1食300円） 愛情弁当サービス利用者、給食ボランティア、配食ボランティア、民生委員・児童委員との昼食会を実施する。

≪嵐山おたすけサービスの仕組み≫



第6次総合振興計画における目標と実績				
指標の内容	基準値(R1)	実績値(R3)	目標値(R7)	目標値(R12)
嵐山おたすけサービス事業利用 件数	1,488 件／年	1,784 件／年	1,550 件／年	1,600 件／年
高齢者見守り(ミマモリ)協力事 業者数	99 箇所	102 箇所	120 箇所	135 箇所

(2) 避難行動要支援者支援の推進

《現状と課題》

- 自主防災組織が町内全域で組織されており、防災訓練をはじめ、様々な防災活動に積極的に取り組んでいます。
- 防災カード等のデータを基に避難行動要支援者名簿を作成し、地域との協働により「支え合いマップ」を作成・更新しています。
- 災害時に備えて、避難の支援を必要とする人の安否確認、避難場所への誘導等を迅速かつ的確に実施できる体制の構築が求められます。
- 地域内の互助だけでは避難行動要支援者の支援が困難な場合が想定されることから、地域間の連携や重層的な支援体制の整備が求められます。

《施策の方向性》

- 支え合いマップの活用により、災害時に迅速に支援できる体制を整備します。
- 地域の防災・防犯活動に対して支援を行います。
- 災害時における福祉避難所の充実を図ります。
- 災害時に要支援者を地域で支援する「災害ボランティア」の育成を、地域と行政で連携して行います。
- 地域間の連携や重層的な支援体制を構築します。

《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	支え合いマップ (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害時に最も被害を被りやすい高齢者・障害者等避難行動要支援者を支援するため、地域や関係機関との連携を図る。 ・援護を要する人を誰が支援するのかを明らかにした「支え合いマップ」を作成し、そのデータを地域と行政とで共有して、災害時の支援体制を構築する。 ・「支え合いマップ」は、平時での見守りにも活用する。 	地域支援課 福祉課 長寿生きがい課
2	町内福祉施設との協 力体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・嵐山町地域防災計画に基づき、一般避難所を開設するとともに、要配慮者、要支援者の避難所(福祉避難所)としては町内福祉施設との協力体制を確立する。 	地域支援課 福祉課

No.	主な施策・事業	内 容	担当課
3	防災ネットワークの 確立	<ul style="list-style-type: none"> •地域住民やボランティア組織等との協力により、要支援者の避難・救助・情報連絡体制の確立を図る。 •避難行動要支援者の支援に向けて、地域間の連携体制や広域圏での重層的な支援体制を構築する。 	地域支援課 福祉課 長寿生きがい課
4	避難行動要支援者支 援ガイドラインの策 定	<ul style="list-style-type: none"> •日頃から災害に関する情報等の伝達を速やかに行い、緊急時でも効果的な支援活動が行えるようにする。 	地域支援課 福祉課 長寿生きがい課

(3) 地域組織・団体との連携・ネットワークづくり

《現状と課題》

- 関係機関（区長会、民生委員・児童委員、保健推進員等）が連携して、高齢者等の孤立の防止、体調変化への対応、孤独死の予防や早期発見、更には虐待防止に取り組んでいます。
- 迅速な情報伝達と的確できめ細かな対応のために、地域の代表である区長会、地域の福祉活動をする民生委員・児童委員をはじめ、地域における各組織相互の連携・ネットワークの強化が求められています。

《施策の方向性》

- 関係機関相互の連携を強化し、誰もが安心して暮らしていける環境を整備します。

《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	地域包括支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携や認知症施策で推進している連携体制をさらに進めていくとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。 ・高齢者を中心として整備してきた地域包括ケアシステムを障害者や子ども・子育て世帯等にも拡大していくにあたり、関係機関との調整を進める。 ・障害者福祉サービスと介護保険サービスを一体的に提供する共生型サービスの確保に努め、利用者の利便性向上に努める。 	福祉課 長寿生きがい課
2	高齢者見守り・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢者の孤立、体調の変化、孤独死等の予防及び早期発見、高齢者虐待防止に向け、関係機関相互の連携強化を図る。 	長寿生きがい課
3	町内福祉施設との協力体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、関係機関、NPO、地域活動団体等が協働又は連携し、地域の住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう意識啓発を進める。 	健康いきいき課

No.	主な施策・事業	内 容	担当課
4	子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援ネットワークを構成する行政、関係機関、子育てNPO、地域活動団体等が協働または連携し、地域の住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援のネットワークを構築し、地域全体での子育て支援の推進を図る。 	福祉課
5	分野横断的連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉分野にとどまらず、庁内横断的連携を進めるほか、教育・文化、商工業・農業等の団体との連携により、日常的な見守りを推進するほか、災害時の避難支援の対応強化を図る。また、宅配事業者、電気・ガス等事業者、新聞店、郵便局等とも連携を図り、日常的な見守りの推進を図る。 	地域支援課 福祉課 健康いきいき課 長寿生きがい課 企業支援課
6	地域福祉コーディネーターの設置の検討	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員等、地域組織との異なる連携やネットワークづくりの一環として地域課題の情報収集・共有、町民の相談支援に対応するとともに、相談者を行政や専門機関・専門職等につなぐ橋渡し役として、地域福祉コーディネーターの設置を検討する。 	福祉課 健康いきいき課 長寿生きがい課

(4) 居場所・交流拠点づくり

《現状と課題》

- 町内には、高齢者向け、障害者向け、就学前の子どもとその親向けなど、様々な交流の場・通いの場が設けられています。
- 住民によるグループ活動が盛んな地区とそうでない地域があること、参加者やボランティアは女性が多く男性が少ないことなど、住民の主体的な活動を各地区に広げ、参加者層やボランティア層の拡大を図っていくことが求められます。
- 家に閉じこもりがちな人の増加が懸念されており、地域の中での様々な人との交流の機会や居場所づくりが求められています。

《施策の方向性》

- 人の集まるイベントに関する情報を発信するとともに、地域にある様々な交流拠点を活用し、交流の機会や通いの場づくりを支援します。

《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 子育てステーション「嵐丸ひろば」において、就学前のお子さんとその保護者に対し、育児やしつけのこと、遊びや友達のこと等子育ての支援を行う。 公共施設内のスペースにおいて主に乳幼児（0歳から3歳）をもつ親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、子育てに関する悩み相談や問題解決への糸口となる機会を提供するよう図る。 子育て支援の場として『子育てステーション嵐丸ひろば』『レピ』を推進する。 ＊『嵐丸ひろば』（地域子育て拠点支援事業）：親子が自由に遊べる場所を提供するほか、親子で楽しめるイベント、保護者を対象とした講習会を実施。 ＊『レピ』：就学前の子どもと保護者が、自由に楽しく遊べる場。 <p>※社会福祉協議会と連携して実施</p>	福祉課 健康いきいき課
2	地域ぐるみでの子どもの体験・交流・居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の問題行動の深刻化や家庭教育力の低下等の緊急的課題に対応し、未来の日本を創る心豊かで、たくましい子どもを社会全体で育むため、地域の教育力を結集した「放課後子ども教室」を開催する。 	教育委員会
3	生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の健康維持・増進と社会的交流を図るため、スポーツイベント等を開催する。 	長寿生きがい課
4	活き活きふれあいブラザやすらぎ	<ul style="list-style-type: none"> 健康保持・増進と介護予防等を総合的に推進することを目指すとして運営している施設。 	長寿生きがい課
5	地域に身近な交流拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> 嵐山町公共施設等総合管理計画と連携し、各公共施設の機能の見直し、複合化、多目的利用等を検討し、地域に身近な交流拠点・通いの場等としての有効活用を検討する。 空き家バンク制度を活用し、登録物件の中に高齢者の集いの場等として活用できる空き家がないかを検討する。 	福祉課 長寿生きがい課 環境課
6	産業と福祉が結びついた拠点の創出	<ul style="list-style-type: none"> 福祉分野を越えて幅広く民間事業者等の協力を得ることで、観光資源や特産品等の地域資源等を活かした就労機会や生きがい活動を創出し、産業・生産活動と結びつけた社会参加・交流を推進する。 	福祉課 企業支援課 環境課

地域福祉活動計画(嵐山町社会福祉協議会)

No.	主な施策・事業	内 容
1	ふれあい うきうき サロン（地域住民グループ支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者の閉じこもりを防止し、地域連帯を育むため、ボランティアが中心となり地域の集会所等で交流を図る。 ・サロン活動を町内各地区に広げるため、啓発や情報提供を行うとともに、参加者層、ボランティア層の拡大に向けて活動内容等の工夫を図る。
2	コミュニティ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防や健康づくり、生きがい活動、仲間づくり・交流等の支援として、ふれあいサロン「なごみ」、朝の体操広場、あったかサロン（家に閉じこもりがちな方を対象）を実施する。 ＊『ふれあいサロン「なごみ」』：高齢者を対象にレクリエーション、体操、悩み事相談等を実施。 ＊『あったかサロン』：外出が苦手な方、話をすることが苦手な方を対象に談話やお茶会、レクリエーション等を実施。 ＊『コミュニティサロンむさし嵐丸庵』：空家だった一軒家を活用し、ボランティア主体で誰でも気軽に立ち寄れる常設の居場所づくりを実施。
3	子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てステーション「嵐丸ひろば」でのイベント・講習の実施、乳幼児及び保護者を対象に交流機会の提供、情報提供、助言等を行い、子育て支援を行う。 ＊『嵐丸ひろば』（地域子育て拠点支援事業）：親子が自由に遊べる場所を提供するほか、親子で楽しめるイベント、保護者を対象とした講習会を実施。

(1) 福祉意識の啓発

《現状と課題》

- 町では、地域におけるボランティア活動の推進及び拠点として、ボランティアセンターを設置しているものの、ボランティアコーディネーターが不在になっており、ボランティアセンターの運営に課題があります。
- 町民の地域福祉に対する理解や関心を深め、地域の課題を身近な問題として捉え、誰もが地域社会の一員として共に支え合う意識を持つことが大切です。

《施策の方向性》

- 社会福祉協議会と連携し、各種研修・講座等を企画、開催し、ボランティア団体や関係機関との連絡調整を進めます。
- 様々な情報媒体や行事を活用し、福祉意識を高める啓発や理解促進を進めます。

《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	障害者週間の周知	・障害者週間に合わせ、障害に対する理解・促進を図るための「障害者等の作品展」を開催する。	福祉課
2	福祉に関する講演会の開催	・福祉に関する理解を深めるための講演会等の開催を推進する。	福祉課 長寿生きがい課
3	広報紙、ホームページを利用した啓発活動	・町民に対する啓発のために広報紙・ホームページに情報を掲載し、福祉に関する理解の促進を図る。	福祉課 健康いきいき課 長寿生きがい課

地域福祉活動計画(嵐山町社会福祉協議会)

No.	主な施策・事業	内 容
1	「ふくふく木曜会」 による福祉推進活動 (福祉教育の実施)	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉についての話、障害当事者プログラムの実施を通して、地域における共生意識を育成する。 • 主に、小学4年生、中学3年生を対象に、学校や地域での福祉教育を推進する。 <p>*『ふくふく木曜会』: 嵐山町及び東松山市、吉見町、滑川町の社会福祉協議会職員、地域住民(障害のある人、ボランティア実践者、元教員、民生委員など)から構成され、協同で共生意識の育成活動を推進する団体。</p>
2	「ささえあい嵐山」 による福祉推進活動	<ul style="list-style-type: none"> • 地域のニーズ・課題等を一緒に考え、活動したい人たちで構成され、人と人を繋ぐ支え合い、助け合いを広めていく地域活動。 <p>※居場所づくりの一環として、地域の住民が気軽に集まれるいこいの場コミュニティサロン「むさし嵐丸庵」を開設(令和4年10月) (生活支援体制整備事業第2層相当の取組)</p>

(2) 福祉教育の推進

《現状と課題》

- 子どもの学びや地域住民の生涯学習において、福祉教育が幅広く進められています。
- あらゆる世代が学びあうことで、地域福祉の担い手として主体的に行動する力を育んでいくことが求められています。

《施策の方向性》

- 体験学習や交流の機会、ボランティア活動等を通じて、児童・生徒に対する福祉教育や地域住民に対する福祉教育を進めていきます。

《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	体験学習の実施	・障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、また、障害者とのふれあいの機会をつくるために、町民や児童・生徒による障害者施設での体験学習を実施する。	福祉課
2	福祉に関する学習	・障害者福祉に対する正しい理解と認識を深めるために、福祉教育全体計画に基づき、福祉に関する学習を系統的に実施する。	教育委員会
3	道徳教育の推進	・「規律ある態度」の目標達成に向け、学校、家庭、地域が一体となって、一貫した取組を展開する。また、家庭や地域の方々に学校の道徳教育の理解を積極的に促し、内容の共有化を図り、地域ぐるみの道徳教育を推進する。	教育委員会

地域福祉活動計画(嵐山町社会福祉協議会)			
No.	主な施策・事業	内 容	
1	「ふくふく木曜会」による福祉推進活動 (福祉教育の実施) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉についての話、障害当事者プログラムの実施を通して、地域における共生意識を育成する。 ・主に、小学4年生、中学3年生を対象に、学校や地域での福祉教育を推進する。 ＊『ふくふく木曜会』：嵐山町及び東松山市、吉見町、滑川町の社会福祉協議会職員、地域住民（障害のある人、ボランティア実践者、元教員、民生委員など）から構成され、協同で共生意識の育成活動を推進する団体。	

(3) 地域福祉活動の担い手づくり

《現状と課題》

- 本町では、運動機能向上や閉じこもり予防等に取り組む、介護予防のための地域活動組織を育成・支援しています。
- 支援ニーズが増加する中、団塊世代や就業者・就学者等を含めた幅広い町民が、地域福祉の担い手として活動できるような環境づくりが求められています。

《施策の方向性》

- 介護予防のための自主活動組織の育成と地域組織の活動継続を支援していきます。
- ボランティアセンター等を通じて、情報提供を進めていきます。

《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	地域介護予防活動支援事業	・高齢者が自ら活動に参加して介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよう、地域活動組織の育成・支援やボランティア等人材の育成を行う。	健康いきいき課 長寿生きがい課
2	ボランティアの活動支援	・地域におけるボランティア活動の拠点として、嵐山町ボランティアセンターにおいてボランティアの活動支援を行う。	教育委員会
3	関係機関・団体との連絡調整	・関係機関・団体との連絡調整及び社会福祉協議会と連携し、各種研修・講座を企画する。	教育委員会
4	ボランティアサポート委員会の設置	・ボランティアセンターの円滑な運営とボランティア活動団体の支援を図るため、嵐山町ボランティアセンターサポート委員会を設置する。	教育委員会
5	ボランティア意識の高揚	・関連する部署と連携してボランティア講座等を企画・開催し、ボランティア意識の高揚を図る。	健康いきいき課 教育委員会
6	障害者のボランティア活動への参加促進	・障害者自身がボランティア活動に気軽に参加できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、活動を支援する。	福祉課

No.	主な施策・事業	内 容	担当課
7	子育て支援のための地域における人材育成	・地域社会における子どもの健やかな成長・発達には、地域の支え合いによる地域に根差したサービス提供の仕組みが必要であることから、子育て、子育て支援についての学びの場を提供し、子育て支援のための人材育成を推進する。	福祉課
8	手話奉仕員養成講座	・手話言語条例の制定に伴い、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とうろう者以外の者が手話により意思疎通を円滑に図ることができるよう、手話奉仕員の養成講座を開催し手話の普及を図る。	福祉課

地域福祉活動計画(嵐山町社会福祉協議会)

No.	主な施策・事業	内 容
1	ボランティア活動の促進	・町のボランティア関連施設の取組等に対して、相互の連携や協力等を行うなどにより、実践的な活動の啓発や促進を図る。 * (ボランティア活動保険の加入手続きの事務)
2	ボランティアの育成	・「夏休みボランティア体験プログラム」等により、小学生から大人まで幅広い層のボランティア活動のきっかけづくりを行う。 (企業、施設、事業所等の体験) * 『夏休みボランティア体験プログラム』: 誰もが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりのため、小学校 5 年生から一般の方も対象に様々な体験プログラムを実施。
3	地域サロンサポーターの育成	・「福祉レクリエーションセミナー」等により、地域サロンの実施に必要な実践的知識や技術の習得支援を行い、地域サロンの運営サポーターの育成を行う。 * 『福祉レクリエーションセミナー』: 福祉レクリエーションの知識や技術、介護予防や健康知識を提供する。
4	災害ボランティアの育成	・社会福祉協議会が担う災害ボランティアセンターを円滑に運営し、早期の復旧・復興を図るため、町との定期的な会議等を行うなどし、地域での訓練の実施等多様な活動を推進し、災害ボランティアの育成を図る。 * 『災害ボランティアセンター』: 災害ボランティア活動の拠点とする。

地域福祉活動計画(嵐山町社会福祉協議会)

No.	主な施策・事業	内 容
5	「ふくふく木曜会」 による福祉推進活動 (福祉教育の実施) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉についての話、障害当事者プログラムの実施を通して、地域における共生意識を育成する。 ・主に、小学4年生、中学3年生を対象に、学校や地域での福祉教育を推進する。 <p>※『ふくふく木曜会』：嵐山町及び東松山市、吉見町、滑川町の社会福祉協議会職員、地域住民（障害のある人、ボランティア実践者、元教員、民生委員など）から構成され、協同で共生意識の育成活動を推進する団体。</p>
6	「ささえあい嵐山」 による福祉推進活動 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズ・課題等を一緒に考え、活動したい人たちで構成され、人と人を繋ぐ支え合い、助け合いを広めていく地域活動。 <p>※居場所づくりの一環として、地域の住民が気軽に集まれるいこいの場コミュニティサロン「むさし嵐丸庵」を開設（令和4年10月） (生活支援体制整備事業第2層相当の取組)</p>
7	愛情弁当サービスの提供 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りが必要と思われる町内在住の高齢者を対象（75歳以上）に、ひと声訪問安否確認と定期的なふれあいにより、在宅の生活を支えることを目的とした福祉サービス。 <p>※『愛情弁当サービス』：給食ボランティア5団体による手作り弁当を民生・児童委員が訪問して対象者に届ける。（月2回実施：1食300円）</p>

第6次総合振興計画における目標と実績

指標の内容		基準値(R1)	実績値(R3)	目標値(R7)	目標値(R12)
ボランティア登録数	団体	38 団体	30 団体	40 団体	40 団体
	個人	20 人	12 人	25 人	30 人

(4) 地域福祉活動の活性化

《現状と課題》

- 地域では、区長、民生委員・児童委員、老人クラブ、保健推進員など、様々な地域組織や団体が活動しています。
- 地域組織・団体の高齢化が進む中、組織・団体間で情報交換等の交流機会を持つ等、活動の活性化が望まれます。

《施策の方向性》

- 地域組織・団体が継続的に活動していけるよう支援していきます。
- 町民が地域活動に参加するきっかけづくりを進め、活動の裾野を広げていきます。

《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	老人クラブ活動への支援	・老人クラブの魅力を高め、新規会員の加入促進を図れるよう支援する。	長寿生きがい課
2	シルバー人材センターの活動支援	・高齢者の健康の保持・増進、生きがい活動支援、社会参加の場としてのシルバー人材センターの活動を支援する。	長寿生きがい課
3	福祉団体の育成	・障害者が相互に支援・交流できるよう、その活動の活性化と会員の拡大を図り、団体の育成を推進する。	福祉課
4	団体間連携・協働の支援	・地域組織・団体の高齢化が進み、地域課題が複雑化する中で地域力の向上を図るため、組織・団体間での情報交換や交流等の機会を支援し、課題解決に向けた団体間の連携・協働の支援を図る。	福祉課 長寿生きがい課

地域福祉活動計画(嵐山町社会福祉協議会)

No.	主な施策・事業	内 容
1	補助金交付・団体事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の団体に補助金を交付、また、事務局を社会福祉協議会に置き、住民や当事者による福祉活動等を支援する。 *嵐山町身体障害者福祉会（障害者が自主的な組織活動で会員相互の親睦を深め、社会参加により生きがいを高めようとする団体） *嵐山町赤十字奉仕団（人道的な諸活動を身近な社会の中で実践しようとするボランティア団体） *嵐山町母子寡婦福祉会（母子家庭・寡婦の同じ境遇の人たちが、共に助け合い、話し合いながら人生を歩もうとする会） *嵐山町遺族会（戦没者の慰霊と顕彰を目的とした遺族の団体） *嵐山町老人クラブ連合会（高齢者による自主的な組織活動で会員相互の親睦を深め、社会奉仕活動への参加等により、生きがいを高めようとする団体）

第6次総合振興計画における目標と実績

指標の内容	基準値(R1)	実績値(R3)	目標値(R7)	目標値(R12)
行政区の自治組織への加入率	73.7%	72.0%	77.0%	80.0%
ボランティアの活動回数	611回／年	224回／年	620回／年	630回／年

(1) 包括的な相談・支援体制の整備

《現状と課題》

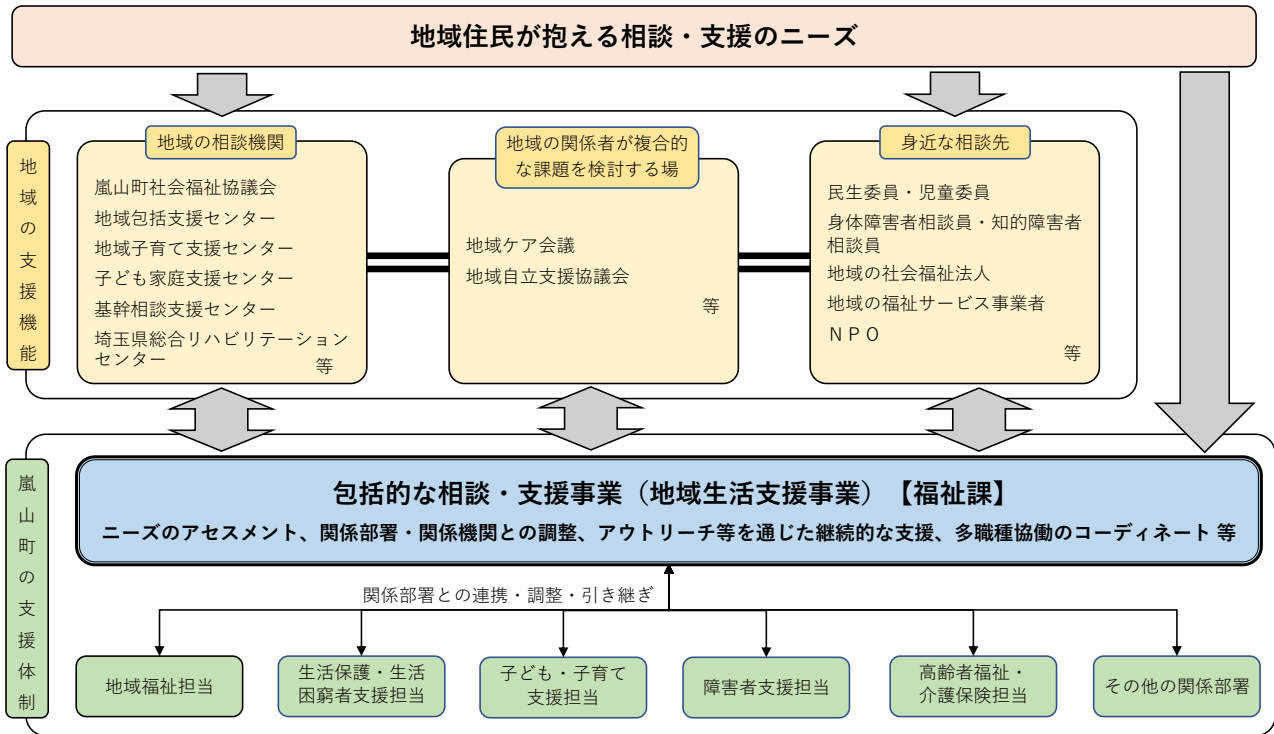
- 本町では、地域包括支援センターが高齢者に対する包括的・継続的な支援を行っています。障害者やその家族に対しては、障害者生活支援員や身体障害者相談員・知的障害者相談員を設置し、情報提供や助言等、必要な支援を行っています。また、子育て中の親とその子どもに対しては、地域子育て支援センターで育児相談や情報提供等を行っています。
- 複数の窓口にまたがる相談や、制度の狭間で特定の窓口が存在しない相談等が増加しており、そのような困難なケースに適切に対応できる体制の整備が求められています。
- 社会福祉協議会は、地域福祉活動の支援、ボランティア事業等を通じて、地域団体や個人ボランティアとのつながりが深いため、そのつながりを活かして地域に身近な相談機関となることを期待されています。
- 多様化する相談に対して適切な支援を行っていくためには、様々なサービスや資源を組み合わせた総合的な支援体制が求められています。

《施策の方向性》

- 高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等の相談を受け、地域における適切なサービス、機関、制度の利用につなげていけるよう支援していきます。また、障害者やその家族、子育て中の親等に対して、専門機関等との連携・協力のもと、総合的かつきめ細かな相談支援体制の充実を図ります。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、包括的な相談・支援体制の整備※に取り組めます。
- 地域住民の身近な相談者である民生委員・児童委員と連携を深め、問題解決に向けて専門機関にもつながる対応に努めます。

※社会福祉法第106条の3第1項では、(1)地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、(2)様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、(3)相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としています。

包括的な相談・支援体制のイメージ



《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	地域包括支援センター	・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的、継続的な支援を行う拠点。	長寿生きがい課
2	中核機関の設置	・成年後見制度の周知・利用促進を図るため、地域包括支援センター内に中核機関を設置する。	長寿生きがい課
3	相談支援事業（地域生活支援事業）	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。また、権利擁護に関する相談支援も行う。	福祉課
4	基幹相談支援センターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターとして東松山市総合福祉エリア総合相談センターにて、障害者やその家族等からの相談に、専門相談員が24時間365日対応する。また、西部・比企地域支援センター、比企生活支援センターにおいても専門相談員が相談に対応する。 ・相談支援事業における多様な内容の相談、困難なケースへの対応、また、地域移行や一般就労等への支援が円滑に、かつ継続的にできるよう、体制強化、相談員の資質向上を図る。 	福祉課

No.	主な施策・事業	内 容	担当課
5	身体障害者巡回更生相談	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の更生援護を図るため、埼玉県総合リハビリテーションセンターでは、巡回して相談を行う。 	福祉課
6	地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人と障害のない人が共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行う。 	福祉課
7	訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦訪問：適宜実施。 ・産婦・新生児訪問：第1子とその母親を対象。 ・こんにちは赤ちゃん訪問：第2子以降とその家庭を対象。 ・未熟児訪問事業：上記訪問と併せて実施。未熟児は正常な新生児に比べて生理的に発達が未熟であり、疾病や障害を残すことも多く、保護者の育児不安は高まりやすい傾向にある。新生児期から把握し関係を築くことで、支援サービスや情報等を円滑に提供できるよう努める。 	健康いきいき課
8	乳児相談・幼児相談	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期から自由に参加できる場としてだけでなく、乳幼児健診や訪問事業の事後支援としても対応し、相談者から疾病や障害に関する相談を適切に受け取ることができるようにする。 	健康いきいき課
9	すくすく相談	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の発育・発達に遅れのある子どもに対して、言語聴覚士・理学療法士による相談指導を行い、よりよい成長・発達を支援することを目的に実施する。 	健康いきいき課
10	おやこ教室	<ul style="list-style-type: none"> ・発育・発達に遅れのある子どもや育児不安を抱える家族を対象に実施する。小集団での遊びを通して児童の発達を促すとともに、同様の悩みを持つ親どうしの交流・専門スタッフの指導等により不安の軽減を図る。 	健康いきいき課
11	身体障害者相談員・知的障害者相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者相談員は、身体障害者が日常生活を送る上で様々な相談に応じ、更生に必要な援助を行う。 ・知的障害者相談員は、知的障害者自身や保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行う。 	福祉課
12	カンガルー教室	<ul style="list-style-type: none"> ・行動面等で発達課題を抱えている子どもの親同士が、グループワークを通して不安や悩みを共有する。必要に応じて保健師がコーディネーターとして参加する。 	健康いきいき課
13	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所を地域の子育て支援の中核施設として位置づけ、入所児童だけでなく、在宅で子育て中の親とその子どもに対する支援を行う。育児相談に応じたり、子育て情報の提供、子育てサークル・子育てボランティアの育成、支援等を行う。 	福祉課

No.	主な施策・事業	内 容	担当課
14	子ども家庭支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な児童生徒及び保護者の相談窓口の設置及び家庭支援を行う。 	福祉課
15	子ども家庭センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 法改正に基づき、令和6年度から子育て世代地域包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を統合し、子ども家庭センターを設置する。 	福祉課 健康いきいき課
16	子育て支援事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 子育てステーション「嵐丸ひろば」において、就学前のお子さんとその保護者に対し、育児やしつけのこと、遊びや友達のこと等子育ての支援を行う。 公共施設内のスペースにおいて主に乳幼児(0歳から3歳)をもつ親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、子育てに関する悩み相談や問題解決への糸口となる機会を提供するよう図る。 子育て支援の場として『子育てステーション嵐丸ひろば』『レピ』を推進する。 ※『嵐丸ひろば』(地域子育て拠点支援事業): 親子が自由に遊べる場所を提供するほか、親子で楽しめるイベント、保護者を対象とした講習会を実施。 ※『レピ』: 就学前の子どもと保護者が、自由に楽しく遊べる場。 <p>※社会福祉協議会と連携して実施</p>	福祉課 健康いきいき課
17	幼稚園等における教育相談・情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園が家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者の要請等を踏まえ、地域の幼児教育センターとしてその役割を果たすことができるよう、子育て相談や情報提供等を行う。 	教育委員会
18	相談窓口間の連携	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者、子ども・子育て、権利擁護等の各分野の各窓口で必要な情報の共有を図り、市民の分野横断的な支援ニーズに対応する。また、困難事例を共有し、対応力を強化する。 	福祉課 長寿生きがい課
19	多職種連携	<ul style="list-style-type: none"> 保健、医療、福祉、介護の専門職や、民生委員・児童委員等地域活動の担い手等の連携を図り、支援が必要な人の情報が適切な相談窓口や専門機関に共有できる体制を整備する。 	福祉課 長寿生きがい課
20	総合相談支援会議	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法第106条の3第1項に基づき、複合的課題のある世帯を支援するため、関係課による総合相談支援会議を実施する。 	福祉課

地域福祉活動計画(嵐山町社会福祉協議会)

No.	主な施策・事業	内 容
1	生活福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な資金を自助で賄えない状況やリスクに直面した方に対し、以下の貸付・相談を実施する。 ①総合支援資金(日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのための貸付により自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金) ②福祉資金(低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対して、自立生活を営むために必要な経費を貸し付ける資金) ③教育支援資金(低所得世帯に対し、高等学校、大学、高等専門学校等への就学・入学に際して必要な経費を貸し付ける資金) ④不動産担保型生活資金(低所得または要保護の高齢世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金)
2	福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」	<ul style="list-style-type: none"> ・物忘れなどのある高齢者や知的障害者・精神障害者が安心して生活を送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要な金銭管理を支援する。
3	彩の国あんしんセーフティネット事業	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の加盟団体として、生活困窮者に対する相談支援を行う。 ・失業・虐待・DV・けがや病気などが原因で生活に困っている方に対し、相談を通じて必要な制度につなぐ活動を行う。
4	結婚支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚を望みながらも出会いの機会がない方を対象に、縁ジェルサポーター(相談員)が良縁を支援する。
5	若年層対象傾聴相談「わかばのきもち」	<ul style="list-style-type: none"> ・人生経験豊富な社会の卒業生世代の相談員が、複雑社会を生きる若者へ上手に乗り越えられるよう支援する。

(2) 情報提供・情報伝達の充実

《現状と課題》

- 町の広報紙やホームページを通じて、福祉に関する情報を適宜発信しています。
- 社会的に孤立している人への適切な情報の提供、制度やサービス等の着実な情報伝達が求められています。

《施策の方向性》

- 広報紙やホームページ、SNSを充実し、福祉に関する様々な情報を提供するほか、地域における各種団体等の活動を広報してその活動を支援していきます。

《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	介護サービス内容等の情報提供	・介護保険制度の内容やその動向に関する情報、サービス事業者についての情報を、利用者に対していつでも提供できるようにする。また、介護サービス事業者の選択方法、介護サービスの利用方法についての情報提供も広報紙やパンフレット等を活用して行う。	長寿生きがい課
2	ICT 利用促進	・障害者にとって、情報伝達の有力な手段となりうる ICT 機器(情報コミュニケーション機器)について、障害に応じた利用の促進について検討する。	福祉課
3	行政サービスの電子化への対応	・情報通信技術の進展や町民の利便性の向上のため、行政サービスの電子化を進める際には、視覚や聴覚に障害等がある人にとって情報障害が起こらないよう努める。また、今ある情報のバリアが除去されるような情報環境を作るため、ユニバーサルデザインの視点で整備するよう努める。	地域支援課 福祉課

No.	主な施策・事業	内 容	担当課
4	福祉サービスの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉サービスを周知するためのパンフレットを作成し情報提供を図る。 ・ 高齢者・障害者やその家族への福祉サービスの周知に向けて、福祉サービスの情報が一括して分かる一覧表を配布する。 	福祉課 長寿生きがい課
5	地域子育て支援拠点事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所を地域の子育て支援の中核施設として位置づけ、入所児童だけでなく、在宅で子育て中の親とその子どもに対する支援を行う。育児相談に応じたり、子育て情報の提供、子育てサークル・子育てボランティアの育成、支援等を行う。 	福祉課
6	子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う。 	健康いきいき課

(3) 権利擁護・虐待防止

《現状と課題》

- 町では、誰もが地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な支援に取り組んでいます。
- 成年後見制度の周知と理解を促進するとともに、判断能力の十分でない人の権利が擁護され、適切な支援が受けられる仕組みづくりが求められています。

《施策の方向性》

- ネットワークの充実を図り、異常の早期発見・対応に努めます。
- 成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、成年後見制度の周知と支援体制整備に取り組み、判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利擁護を推進します。
- 高齢者・障害者・子どもの虐待や家庭内での暴力（DV）の問題については、いち早く発見、通告できるよう地域との連携を密にするとともに、通告があった場合は迅速に対応できる体制を整備します。

《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	成年後見制度利用支援事業	・高齢や障害等により判断能力が不十分で、身寄りがないか、親族からの援助が困難な人の保護を目的として、本人に代わって家庭裁判所へ後見開始等の審判請求を行い、家庭裁判所から選任された成年後見人等による本人の財産管理や身上監護（各種契約等）が行われるようにする。審判請求に要する費用や後見人等の報酬の一部の助成も行う。	福祉課 長寿生きがい課
2	中核機関の設置（再掲）	・成年後見制度の周知・利用促進を図るため、地域包括支援センター内に中核機関を設置する。	長寿生きがい課
3	総合相談事業	・高齢者及びその家族等からの相談を受け、要援護者が必要なサービスを受けられるように、行政機関・サービス実施機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う。	長寿生きがい課
4	高齢者見守り・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会（再掲）	・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢者の孤立、体調の変化、孤独死等の予防及び早期発見、高齢者虐待防止に向け、関係機関相互の連携強化を図る。	長寿生きがい課

No.	主な施策・事業	内 容	担当課
5	障害者虐待防止センター	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待の通報窓口を設置し、相談支援を強化することで、障害者への虐待を防止するとともに、虐待の早期発見に努める。 	福祉課
6	障害者差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の事務・事業において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが生じないように職員研修を行う。また、本町の公共施設や事務・事業において社会的障壁の除去が必要となった場合、合理的配慮を提供する。 ・町内の事業所における差別禁止と合理的配慮の提供について情報提供や啓発を行う。 	福祉課
7	子どもの権利擁護と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関する相談体制については、嵐山町要保護児童対策地域協議会構成団体を中心に、関係機関・団体からの情報が町に寄せられるような体制が構築されている。今後は、相談体制の充実はもとより、担当職員の資質の向上をより一層図る。 ・子どもの権利条約の普及啓発活動を行う。 	福祉課
8	DV防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、女性、子ども等の虐待につながるDVを防止するため、DVの早期発見や相談等を推進し、関係機関との連携により問題解決に取り組む。 	地域支援課 福祉課 長寿生きがい課

地域福祉活動計画(嵐山町社会福祉協議会)

No.	主な施策・事業	内 容
1	福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・物忘れなどのある高齢者や知的障害者・精神障害者が安心して生活を送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要な金銭管理を支援する。
2	彩の国あんしんセーフティネット事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の加盟団体として、生活困窮者に対する相談支援を行う。 ・失業・虐待・DV・けがや病気などが原因で生活に困っている方に対し、相談を通じて必要な制度につなぐ活動を行う。

(4) 生活困窮者の自立支援

《現状と課題》

- 本町の生活保護率は県平均を下回るものの、県内郡部としてはやや高めとなっています。
- ひとり親世帯が増加しており、支援を必要とする世帯が少なくない見込まれます。

《施策の方向性》

- 生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。
- 生活に困窮した町民、生活困窮に陥りそうな町民の早期把握に努めます。

《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	生活困窮者自立支援制度の周知	・生活困窮者の早期支援につながるように、町民に対し、生活困窮者自立支援制度及び相談窓口の周知を図る。	福祉課
2	生活困窮者の早期把握と情報提供	・各相談窓口及び社会福祉協議会、民生委員等と連携し、生活に困窮した町民の早期把握を図るとともに、埼玉県的生活困窮者自立支援事業と連携し、困窮者への情報提供に努める。	福祉課
3	NPO法人等における食糧支援の連携	・比企管内で食糧支援が可能なNPO等と業務連携し、困窮者に対する食糧支援に努める。	福祉課

地域福祉活動計画(嵐山町社会福祉協議会)

No.	主な施策・事業	内 容
1	生活困窮者自立支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の早期支援につながるように、町の広報と連携し、広報紙等を通じて生活困窮者自立支援制度及び相談窓口の周知を図る。
2	生活福祉資金貸付事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な資金を自助で賄えない状況やリスクに直面した方に対し、以下の貸付・相談を実施する。 ①総合支援資金(日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのための貸付により自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金) ②福祉資金(低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対して、自立生活を営むために必要な経費を貸し付ける資金) ③教育支援資金(低所得世帯に対し、高等学校、大学、高等専門学校等への就学・入学に際して必要な経費を貸し付ける資金) ④不動産担保型生活資金(低所得または要保護の高齢世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金)

(5) サービスの質の向上と適切な利用促進

《現状と課題》

- サービス提供事業者自らが積極的にサービスの質の向上に取り組むことが重要です。
- 様々な事業の展開により、地域ニーズに対応した良質なサービスが提供される環境が求められています。
- 利用状況を取りまとめ、適切なサービスが行われているか等の点検・評価をしていく必要があります。

《施策の方向性》

- サービス提供事業者の質の向上につながるよう、情報提供や研修支援を進めます。
- 第三者評価を推進し、適切なサービスが行われているか点検・評価を行っていきます。

《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	介護サービスの苦情解決・相談体制	・埼玉県や国民健康保険団体連合会、関係機関が、町との連携のもと、円滑に苦情処理を行うための体制整備を推進する。	長寿生きがい課
2	介護支援専門員・介護支援従事者等資質向上研修	・町内のサービス事業所に勤務する介護支援専門員・介護支援従事者等が、業務を行うために必要な情報の伝達、ケアマネジメント能力の向上に役立つ研修会を実施することで、在宅におけるサービスの質の向上を図る。	長寿生きがい課
3	障害者施設等事業所連絡会の開催	・地域の実情に応じた障害者等への支援体制と地域の連絡体制の強化、障害福祉サービスの向上の促進を目的として、町内障害福祉事業所等の関係機関との連絡会を設置する。	福祉課
4	障害者計画・障害福祉計画における点検・評価体制	・計画策定委員を構成員に含めた町の機関を設置して、計画の取組状況や障害福祉サービス等の利用実績の点検・評価及び情報交換等を行う。	福祉課

No.	主な施策・事業	内 容	担当課
5	次世代育成支援行動計画における第三者評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> •計画の実施状況を取りまとめ、住民で構成される地域協議会での評価審議を行うことで、サービスの質の維持・向上を図るとともに透明性も確保する。 	福祉課
6	幼稚園や保育所と小学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> •研修や合同活動（合同保育）を通して、幼稚園と保育所の連携を図る。 •就学相談及び学校教育相談を充実させ、相談体制の強化を図る。 •幼児教育研究協議会において、幼稚園、保育所、小学校との連絡調整を行う。 	福祉課 教育委員会

(6) 安全・安心のまちづくりの推進

《現状と課題》

- 町全域に自主防犯グループが組織され、児童・生徒の登下校時の見守りや、夜間の防犯パトロール等が行われています。町民、学校、地域組織・団体、関係機関等、地域が一体となった防犯・防災の体制づくりが求められています。
- 自殺の背景には社会的な孤立や排除等が関係しているケースも少なくないことから、地域福祉活動の視点からも自殺対策の計画的な推進が求められています。
- 高齢化や公共交通機関の不足により移動手段に困る人や、商業の空洞化により買い物弱者となる人が増えてきています。

《施策の方向性》

- 地域や学校等と連携して防犯活動を推進します。
- 地域で防犯活動等を行う関係団体を支援します。
- 学校教育や生涯学習等により、防犯や交通安全に関する学習の充実を図ります。
- 関係機関と連携して、自殺対策を推進します。
- 利便性の高い移動手段の確立と、買い物弱者の支援に取り組みます。
- ユニバーサルデザインの視点に立って、町の生活空間の改善に取り組みます。

《施策・事業》

地域福祉計画(嵐山町)			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	支え合いマップ (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害時に最も被害を被りやすい高齢者・障害者等避難行動要支援者を支援するため、地域や関係機関との連携を図る。 ・援護を要する人を誰が支援するのかを明らかにした「支え合いマップ」を作成し、そのデータを地域と行政とで共有して、災害時の支援体制を構築する。 ・「支え合いマップ」は、平時での見守りにも活用する。 	地域支援課 福祉課 長寿生きがい課
2	町内福祉施設との協 力体制の確立 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・嵐山町地域防災計画に基づき、一般避難所を開設するとともに、要配慮者、要支援者の避難所(福祉避難所)としては町内福祉施設との協力体制を確立する。 	地域支援課 福祉課

No.	主な施策・事業	内 容	担当課
3	防災ネットワークの 確立 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民やボランティア組織等との協力により、要支援者の避難・救助・情報連絡体制の確立を図る。 ・避難行動要支援者の支援に向けて地域間の連携体制や広域圏での重層的な支援体制を構築する。 	地域支援課 福祉課 長寿生きがい課
4	避難行動要支援者支 援ガイドラインの策 定(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から災害に関する情報等の伝達を速やかに行い、緊急時でも効果的な支援活動が行えるようにする。 	地域支援課 福祉課 長寿生きがい課
5	子どもを犯罪等の被 害から守るための活 動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭の共通行動が図れるように働きかける。問題解決に向け、中学校区連絡協議会、駐在所、民生委員・児童委員、町教育相談員との連携を図る。 ・地域社会と連携して「子ども110番の家」や住民ボランティアの協力による防犯パトロールを実施する。 ・子どもは町の宝として、「子ども110番の家」の継続と一人でも多くの方に賛同をいただき新規設置者の増加を図る。 ・防犯パトロール用品(ジャンパー、帽子)は、各行政区と町内小中学校PTA等に貸与する。 	地域支援課 教育委員会
6	防犯対策事業、嵐山 パトロールセンター 管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の下校時にパトロールを行う等、地域の見守り役として活動する。 	地域支援課
7	自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び保健所等をはじめ関係機関と連携し、本町における自殺の実態について把握し、本町の地域特性を把握する。 ・嵐山町健康いきいきプランにおいて、自殺対策を推進する。 	健康いきいき課
8	自主防災組織育成事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に対する住民意識の高揚を助長し、町民の積極的な自治による自主組織の育成を行う。 	地域支援課
9	防災対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・改正した嵐山町地域防災計画により、災害時に効果的・効率的に対応できるよう事業を推進する。 ・毎戸に配布済みの防災地図やホームページに掲載している土砂災害ハザードマップにより、防災意識の啓発を図る。 	地域支援課

No.	主な施策・事業	内 容	担当課
10	移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 地域住民の日常生活に必要な交通手段を広域的に確保するための方策について検討する。 • 障害者手帳を取得している方を対象に障害者手帳の等級に応じ、福祉タクシー券又は障害者等タクシー券によるタクシー料金の一部を助成する。 • 障害者手帳を取得している方、難病患者の方に対し、福祉有償運送事業の指定を受けた事業所による移送サービスを提供する。 • 運転免許証を有しない高齢者を対象に、タクシー料金の一部を助成する。また、運転免許証を自主返納した 70 歳以上の方を対象に、タクシー料金の一部を助成する。 	地域支援課 福祉課 長寿生きがい課
11	移動・施設利用のためのバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> • 生活関連施設を整備する場合は、埼玉県福祉のまちづくり条例や埼玉県建築物バリアフリー条例を基に、誰もが円滑に利用できるよう努める。 • 防災性の向上を図るため、狭あい道路や避難道路の整備を推進する。 	まちづくり整備課

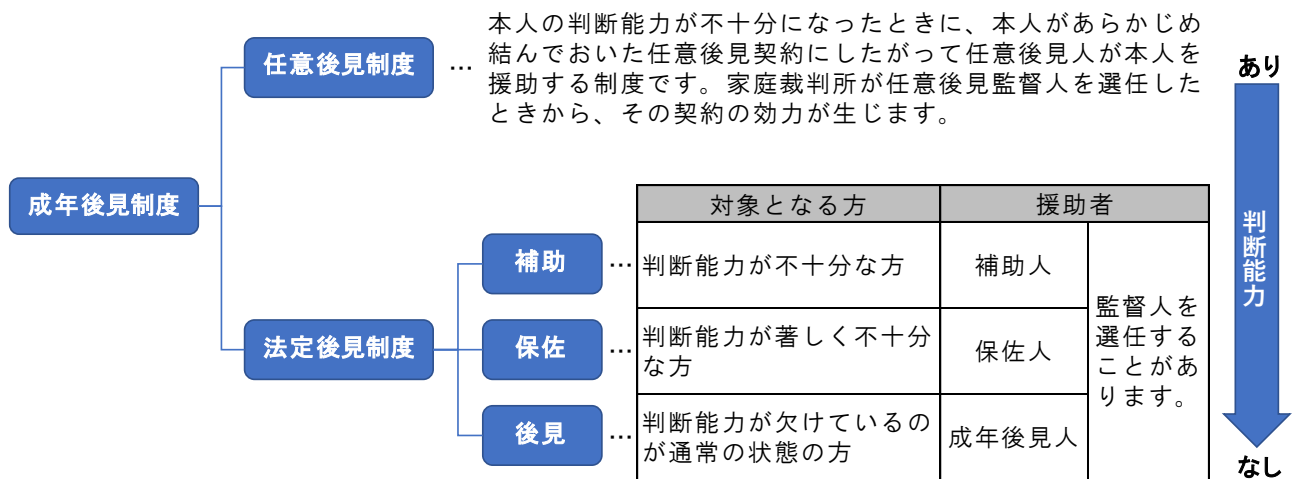
第5章 嵐山町成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度とは

成年後見制度は、精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害など）によって判断能力が十分ではない方々の支援者を選び、その支援者が本人に代わって財産管理（不動産・預貯金等の管理、遺産相続等の手続き）や身上保護（介護・福祉サービスの利用や入院・入所等の契約等）を行う制度です。

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類があります。

成年後見制度の概要



※ 法定後見制度では、本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して、家族、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）などから家庭裁判所が選任します。

2 計画策定の趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」として、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために、「嵐山町成年後見制度利用促進基本計画」を地域福祉計画に盛り込み策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とします。なお、今後の社会情勢変化や国の地域福祉政策、埼玉県地域福祉支援計画及び本町の地域福祉計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

4 基本理念

高齢化が進むなか、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれ、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性が今後益々高まっていくと考えられます。

しかし、成年後見制度や相談先等の周知、権利擁護支援の地域ネットワークなどの体制整備が不十分であることなどの課題があり、多様化する権利擁護支援のニーズに適切に対応する必要があります。

ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、地域における本人らしい生活の継続を基本理念に、地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、専門職団体、民間団体等の協働による権利擁護支援の地域ネットワークを整備し、地域における包括的・重層的・多層的な支援体制の構築に取り組みます。

5 目標と施策の方向性

目標1 地域連携ネットワークの整備

① チームによる支援体制の構築

権利擁護支援が必要な人を中心として、本人の状況に応じて、後見等開始前には本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが協力して日常的に本人を見守り、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わる形で、チームとして適切に本人の権利擁護が図られる体制づくりを進めます。

② 協議会の設置

チームの支援や多職種間の連携強化等の地域課題の解決を図るため、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制を構築します。

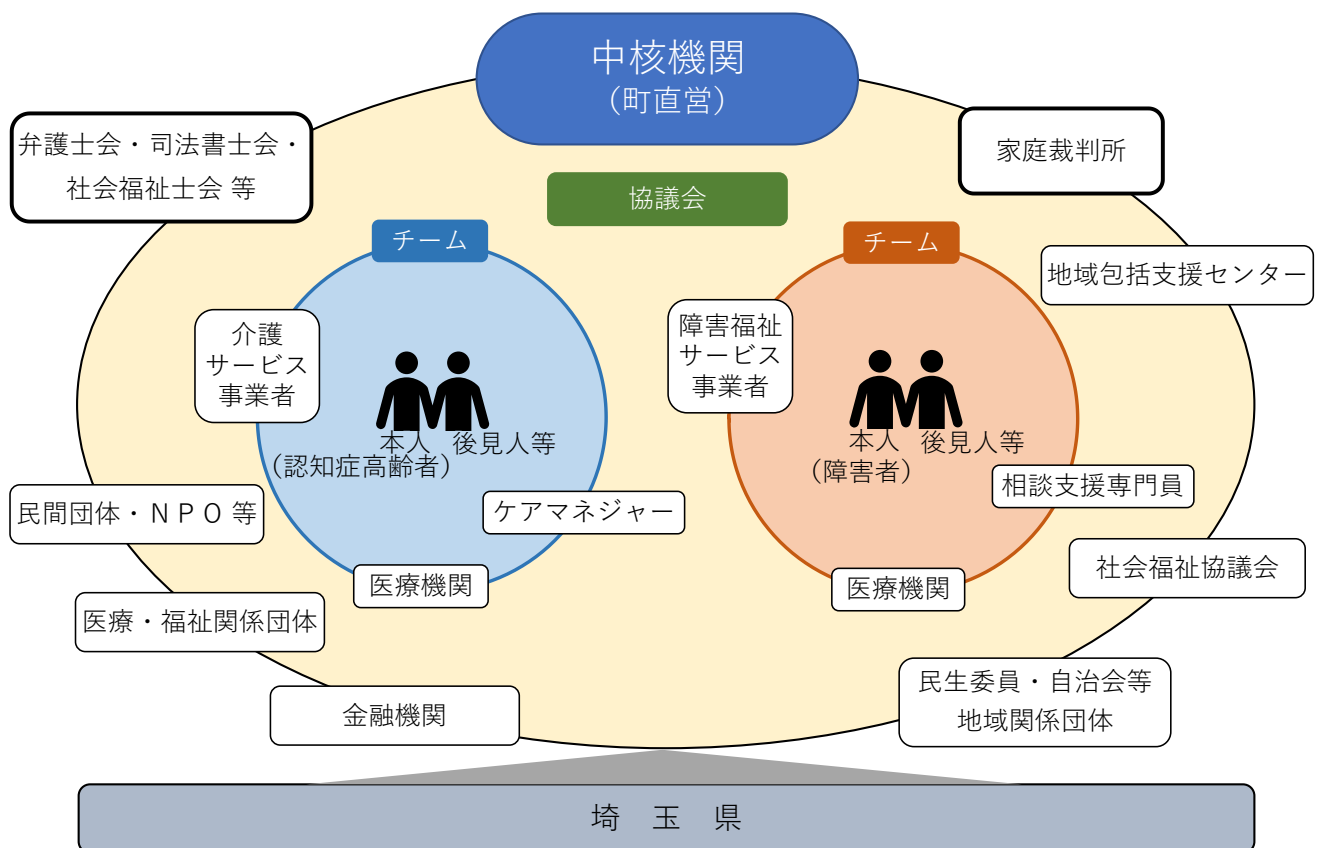
③ 中核機関の整備

地域連携ネットワークを整備し、権利擁護を推進するためには、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関が必要です。

中核機関は、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け付け、必要に応じて専門的助言を確保しながら、権利擁護支援の内容検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行います。また、専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図ります。

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、町の有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性などから、町が設置します。

地域連携ネットワークのイメージ



目標2 成年後見制度の利用促進

地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関の4つの機能	概要
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報	町の広報やホームページ、パンフレットの作成・配布、講座の開催など普及・啓発を行います。
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談	専門職団体や関係機関と連携した支援を行います。
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進	受任調整や担い手の育成を行います。
	後見人支援	○後見人等では解決できない共通課題への支援策を構築します。 ○専門的知見が必要な場合は、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

目標3 環境整備と利用の促進

① 社会福祉協議会による法人後見の促進

適切な成年後見人等の担い手がないことで地域における生活が困難になる人を支えるため、社会福祉協議会が法人後見に取り組むことが求められます。社会福祉協議会による法人後見が促進されるよう、町は必要な支援を行います。

② 成年後見町長申立てと利用助成の実施

成年後見制度を利用する必要性があり身寄りがないなどで申し立てが困難な場合には、町長申し立てを行うとともに必要な手続きに要する費用を町が負担することで、制度の利用が図られるよう支援します。

6 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画

令和4（2022）年3月に第二期計画が策定されました。「～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」というサブタイトルがついています。計画の中で、優先して取り組む事項があげられています。（ ）内は町の役割

- (1) 任意後見制度の利用促進（周知・相談のしくみづくり）
- (2) 担い手の確保・育成の推進（連携・協力）
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進（実施主体）
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定（実施主体）
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進（県より支援）

地域共生社会の実現に向け、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めてまいります。

第6章 嵐山町再犯防止推進計画

1 計画の趣旨

犯罪を犯した人の再犯を防止するためには、生活するうえで必要な就労、住居、保健医療、福祉等について、社会復帰に向けて困難な状況を乗り越えるための支援が重要となります。国は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号、以下「法」という。）を公布・施行し、都道府県及び市町村に対して法第8条1項に規定する「地方再犯防止推進計画」の策定を努力義務としました。こうした状況を受けて、本町の実情を踏まえた「嵐山町再犯防止推進計画」を地域福祉計画に盛り込み策定するものです。

2 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とします。なお、今後の社会情勢変化や国の地域福祉政策、埼玉県地域福祉支援計画及び本町地域福祉計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

3 再犯の現状

令和3（2021）年の刑法犯認知件数は、56万8,104件で19年連続して減少しているものの、刑法犯検挙人員の約半数にあたる48.6%が再犯者となっています。（警察庁犯罪統計書「令和3年の犯罪」より）

埼玉県及び小川警察署管内における再犯の状況は下表のとおりです。

埼玉県及び小川警察署管内における再犯状況

		平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
埼玉県	刑法犯総数	10,424	10,433	10,104	10,103	9,510
	初犯者	5,048	5,007	4,879	4,867	4,728
	再犯者	5,376	5,426	5,225	5,236	4,782
	再犯者率	51.6%	52.0%	51.7%	51.8%	50.3%
小川警察署 管内	刑法犯総数	69	67	53	72	89
	初犯者	39	43	26	33	55
	再犯者	30	24	27	39	34
	再犯者率	43.5%	35.8%	50.9%	54.2%	38.2%

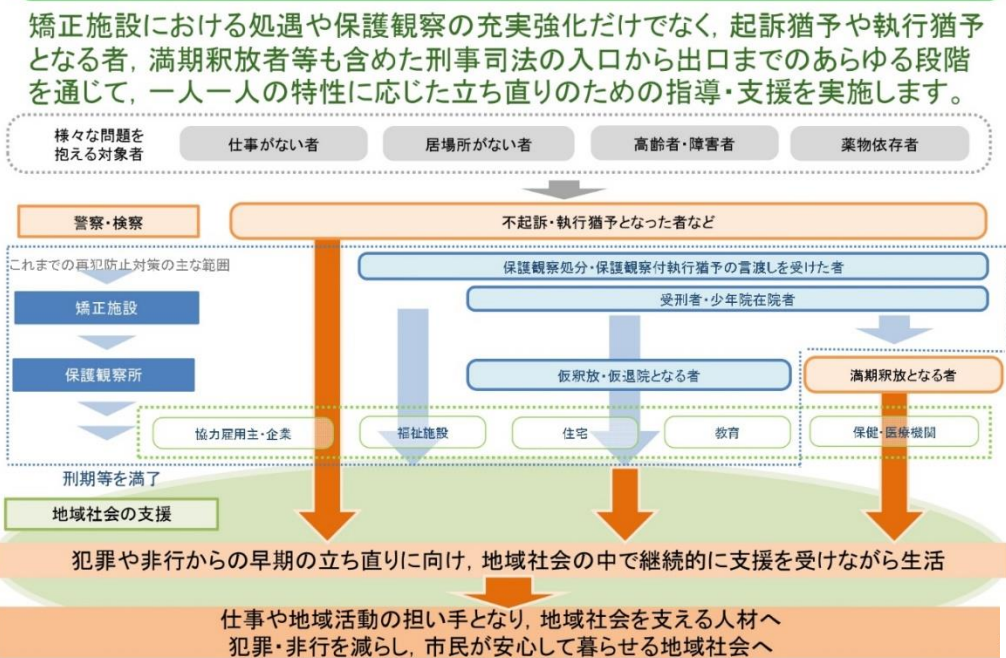
資料：法務省提供データ

4 再犯防止推進の視点

刑事司法の入口から出口までのあらゆる段階を通じて、一人一人の特性に応じた立ち直りのための指導・支援の実施を目指します。また、国・県・町・民間が連携し、総合的に施策推進が図られるよう、関係機関と連携して体制の構築に取り組みます。

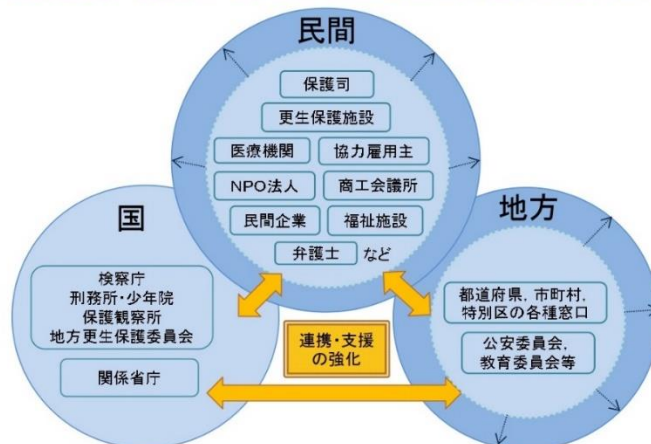
再犯防止推進の新たな視点

新たな視点①～あらゆる段階での支援



新たな視点②～国・地方公共団体・民間の連携

個々の対象者の社会復帰を支え、再犯防止を実現するため、国民の理解を土台とし、国・地方公共団体・民間がこれまで以上に連携し、総合的に施策を推進します。



厚生労働省資料

5 生活支援に関する取組

(1) 就労・住居の支援

就労や住居の安定を図るため、生活困窮者自立支援制度によるアスポート相談支援センターと連携して相談支援を行います。

(2) 生活支援

刑務所からの出所に際し生活費の確保が難しい方に対して、西部福祉事務所と連携して、自立生活が営めるまでの間を生活保護制度を活用して支援します。

6 広報・啓発活動の推進

(1) 社会を明るくする運動の推進等

小川地区保護司会嵐山支部による法務省推奨「社会を明るくする運動」を広報にて周知するとともに、7月の強調月間におけるキャンペーンを実施し、犯罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、立ち直りを支える地域のチカラを推進していきます。

また、更生保護女性会における愛の募金活動についても周知を図ります。

(2) 更生保護関係団体との連携強化

犯罪を犯した人の立ち直り支援において、福祉的支援が必要な方に対する支援を推進するため、地区保護司会嵐山支部及び埼玉県更生保護女性会連合会嵐山支部と行政との連携を強化します。

(3) 薬物乱用防止運動の推進

「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を啓発するため、東松山保健所の東松山保健所管内薬物乱用防止指導員協議会が実施する広報・啓発活動に積極的に協力します。

第7章 計画の推進

1 住民、地域、社会福祉協議会、行政の役割と連携・協働

計画の推進にあたっては、町民、地域の団体・事業者、行政等の多様な担い手がそれぞれに役割を持ち、連携・協働して取組を進めます。

① 町民

町民は誰もが地域社会を構成する一員であることから、地域の課題を我が事として受けとめ、地域で行われているボランティア活動や地域活動、生きがい・生涯学習活動に参加する等、具体的なふれあい、支え合いの行動につなげていくことが求められます。

また、自助の視点から、自分の健康は自分で守るという主体性を持ち、生活習慣病予防や介護予防、健康増進に努めていくことが大切です。

② 地域(団体・事業者)

互助の視点から、支え合いの意識啓発、身近な相談・支援の提供等に努めていくことが求められます。また、公的サービスと連携・協働し、地域における包括的な支援体制の一翼を担っていくことが求められます。

さらに、地域内の様々な機関・職種とのネットワークづくりを推進し、地域課題の共有を図るとともに、支援の提供体制の確保と質の向上に努めていくことが求められます。

③ 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体として、地域における互助の視点から、住民、ボランティア、事業者の相互協力により、地域福祉の実践的な活動を組織的に推進します。また、行政の施策・事業と連携し、民間団体の立場から施策の実現に資する福祉活動を展開します。

④ 行政

計画の課題や基本的方向性等について、町民及び地域との情報共有を図るとともに、庁内連携及び地域・関係機関等との連携・協働により、施策・事業を推進します。

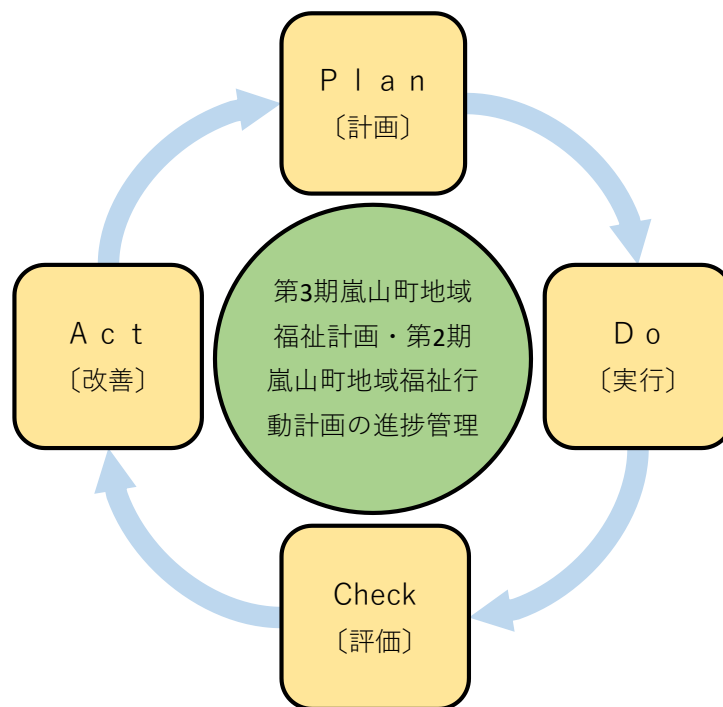
公助の視点から、福祉に関する個別行政計画分野に共通する人材等の基盤整備や、分野横断的な相談・支援体制の充実、公平・公正な支援等を図ります。さらに、地域活動の活性化に向けて、町民の参加機会の提供や団体等の地域活動の支援を図ります。

2 計画の進行管理

計画の内容を広く住民や団体・事業者等に周知し、情報を共有します。

この計画に基づく取組状況や実行の結果は、庁内の関係部署や外部機関を含めた委員会等を設置し、施策・事業の評価を定期的に行い、改善を繰り返しながら次期計画の見直しをしていきます。

国や県の動向、社会情勢に大きな変化があった場合には、必要に応じて中間点検を行い、見直しを行います。



資料編

1. 嵐山町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 29 年 4 月 19 日

告示第 133 号

最近改正 令和 3 年 3 月 17 日告示第 72 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく嵐山町における地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、嵐山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉におけるサービスの適切な利用の推進に関し検討すること。
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関し検討すること。
- (3) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関して検討すること。
- (4) その他地域福祉計画策定に関し必要な事項を検討すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) 福祉に関し識見を有する者
- (2) 一般公募により 2 人以内
- (3) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年告示第72号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2. 嵐山町地域福祉計画策定委員会委員名簿

	所 属	氏 名	備考
1	嵐山町社会福祉協議会 事務局長	田 畑 茂 夫	委員長
2	嵐山町区長会 会長	権 田 活 一	副委員長
3	嵐山町民生委員・児童委員協議会 副会長	笠 谷 芳 子	
4	嵐山町手をつなぐ育成会 会長	内 田 富士夫	
5	嵐山町老人クラブ連合会 副会長	河 井 勝 久	
6	嵐山町PTA連絡協議会 会長	関 根 盛 敏	
7	嵐山町赤十字奉仕団 委員長	寺 山 サキ子	
8	嵐山町商工会 女性部長	杉 田 勝 子	
9	一般公募	池 亀 聡 美	

(順不同・敬称略)

3. 策定経過

月 日	項 目	主な内容
令和4年 8月24日	第1回策定委員会	【議事】 ○正副委員長の選出 ○第3期嵐山町地域福祉計画及び第2期嵐山町地域福祉活動計画について ①計画の概要について ②策定スケジュールについて ③アンケート調査票（案）について
9月8日から 9月26日まで	嵐山町の地域福祉計画策定に関するアンケート	【対象・回収状況】 ・住民基本台帳に登録されている18歳以上の方の中から1,000人を無作為に選び調査票を配布、498票回収。
12月20日	第2回策定委員会	【議事】 ○第3期嵐山町地域福祉計画及び第2期嵐山町地域福祉活動計画（案） ・アンケート調査結果 ・計画（案）
令和5年 1月16日から 2月6日まで	パブリックコメントの実施	【閲覧場所等】 ・嵐山町役場（福祉課）、ふれあい交流センター、図書館、嵐山町社会福祉協議会 ・町ホームページ
2月22日	第3回策定委員会	【議題】 ○パブリックコメントの結果について ○嵐山町地域福祉計画・嵐山町地域福祉活動計画（案）について

あたたかい心でつなぐ 地域の輪 共生のまち らんざん

第3期嵐山町地域福祉計画

第2期嵐山町地域福祉活動計画

令和5年3月発行

発行 嵐山町・嵐山町社会福祉協議会

編集 嵐山町福祉課・嵐山町社会福祉協議会

嵐山町 〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1

電話 0493-62-0716（福祉課直通） 62-2150（代表）

URL <https://www.town.ranzan.saitama.jp/>

社会福祉法人嵐山町社会福祉協議会

〒355-0221 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷487-1

電話 0493-62-0722

URL <http://ranzanshakyou.jp/>

